

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成30年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成30年6月29日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成30年 6 月 29日 金曜日
開 会 午前 9 時 58分
散 会 午後 3 時 20分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第14号議案 仲裁について
- 2 請願平成29年第 2 号、請願第 3 号、陳情平成28年第54号、同第62号、同第77号、同第82号、同第86号、同第89号の 2、同第94号、同第120号、同第121号、同第147号、同第148号、同第152号、同第159号、同第165号、陳情平成29年第 3 号の 2、同第16号、同第22号、同第46号の 2、同第62号、同第91号、同第92号、同第93号の 2、同第94号の 2、同第101号、同第105号、同第107号、同第110号、同第115号、同第126号、同第129号、同第130号、同第134号、同第140号、同第144号、同第146号、陳情第 8 号から第11号まで、第14号、第18号、第20号、第21号、第33号、第43号、第44号の 2、第57号、第59号、第62号、第63号及び第68号
- 3 閉会中継続審査・調査について
- 4 視察調査日程について

出 席 委 員

委 員 長 瑞慶覧 功 君
副 委 員 長 瀬 長 美佐雄 君

委	員	西	銘	啓	史	郎	君
委	員	山	川	典	二	君	
委	員	島	袋		大	君	
委	員	大	城	一	馬	君	
委	員	新	里	米	吉	君	
委	員	親	川		敬	君	
委	員	嘉	陽	宗	儀	君	
委	員	金	城		勉	君	
委	員	大	城	憲	幸	君	

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農	林	水	産	部	長	島	尻	勝	広	君
	水		産	課	長	平	安	名	盛	正
	営	農	支	援	課	屋	冨	宣	由	君
	村	づ	く	り	計	仲	村		哲	君
	流	通	・	加	工	下	地		誠	君
	農	地	農	村	整	本	原	康	太	郎
	農	林	水	産	総	正	田	守	幸	君
	環	境	部	自	然	比	嘉		学	君
商	工	勞	働	部	長	屋	比	久	盛	敏
	産	業	雇	用	統	伊	集	直	哉	君
	産	業	政	策	課	喜	友	名	朝	弘
	情	報	産	業	振	谷	合		誠	君
	も	の	づ	く	り	神	谷	順	治	君
	雇	用	政	策	課	下	地	康	斗	君
	勞	働	政	策	課	宮	平	道	子	さん

文化観光スポーツ部長	嘉手苺 孝 夫 君
観光政策課長	平 敷 達 也 君
観光振興課長	糸 数 勝 君
スポーツ振興課長	金 村 禎 和 君
県立芸術大学事務局長	津嘉山 朝 雄 君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第14号議案、請願平成29年第2号外1件、陳情平成28年第54号外53件、閉会中継続審査・調査について及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、農林水産部長から台風6号による農林水産部関係の被害状況について報告があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第14号議案仲裁についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 それでは、平成30年第4回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書36ページをお開きください。

乙第14号議案仲裁についてであります。

それでは議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料において説明いたします。

乙号議案説明資料裏面の1ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、水産海洋技術センター取水管復旧工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、沖縄県建設工事紛争審査会に仲裁を申請するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 まさに業者側と皆さんの主張が真っ向から違っているわけですが、もう少し経過の説明をお願いします。

○正田守幸農林水産総務課研究企画監 本件は、平成29年度に契約した水産海洋技術センターの取水管復旧工事について、請負人から履行不能届が提出されたということでございます。これに伴い、工事請負契約書に基づき契約を解除し、違約金及び前払金の返還等を請求しております。一方請負人からは、この工事が履行不能となったことについては不可抗力ということで、違約金及び前払金の返還義務がないことを前提に建設工事紛争審査会に仲裁の申請を行っております。

○大城憲幸委員 それは読めばわかるのですが、県は業者に責任があると言っているわけです。業者は県に責任があると言っているのです。その辺、何が起ってこうなっているのかというところをお願いします。

○正田守幸農林水産総務課研究企画監 本工事については、地中をドリルで掘りながら進めていくという工法を採択しております。工事の途中で地中に埋められている配管が動かなくなった、破断したということで、これについて業者側は地質等の問題があって不可抗力だという主張をしております。それに対して県は、業者側がもし困難であれば契約書に基づいて履行不能の届けを出すという選択肢がございますので、そういう形で進めていくのが合理的だと考えております。これに伴って両者の言い分が異なるということで、建設工事紛争審査会に仲裁を申請するものでございます。

○大城憲幸委員 事業費はどれぐらいですか。

○正田守幸農林水産総務課研究企画監 平成29年度の事業費は、1億6740万円となっております。

○大城憲幸委員 この事業は単年度ですか。複数年度であれば総事業費も含めてお願いします。

○正田守幸農林水産総務課研究企画監 単年度でございます。

○大城憲幸委員 違約金、前払金は具体的にどれだけの金額になっているのですか。

○正田守幸農林水産総務課研究企画監 違約金は1674万円、前払金は6696万円及びこれに伴う利息及び遅延損害金について年2.7%の割合で請求しております。

○大城憲幸委員 いつの段階で工事がとまって、こういう判断になったのですか。

○正田守幸農林水産総務課研究企画監 履行不能届は平成29年8月30日付で出されております。契約解除については平成29年9月27日となっております。

○大城憲幸委員 もう1年近くになるわけですが、この間の話し合いがなかなかお互いで折り合いがつかずに、今回の提案になったという考えですか。

○正田守幸農林水産総務課研究企画監 そのとおりでございます。

○大城憲幸委員 ちなみに、今、この工事自体はとまっていて、水産海洋技術センターの業務への影響が心配されるのですが、その辺はどうなっていますか。

○正田守幸農林水産総務課研究企画監 工事はとまっております。海洋技術センターの業務については、研究に支障のないように精密ろ過装置を設置して応急的に対処しております。

○大城憲幸委員 本議案の部分をしっかり議論しないといけないのですが、今

後、海洋技術センターのこの事業にかかわる部分については当面めどが立たないと。今、応急処置という話でしたが、その辺は今後どうする方針ですか。

○正田守幸農林水産総務課研究企画監 これについては、今後、過去の工事の経緯等々も含めまして、専門家による委員会を立ち上げて今後の方向性等を議論して決定したいと考えております。

○大城憲幸委員 後で構いませんので、この取水復旧工事について、事業のスキームといいますか、その辺の資料をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、農林水産部関係の請願平成29年第2号、陳情平成28年第89号の2外16件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 ただいまから、陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願1件、新規陳情2件、継続陳情15件でございます。

それでは、請願1件、陳情17件について、御説明いたします。

1 ページをお開きください。

請願平成29年第2号につきましては、修正はありません。

3 ページをお開きください。

陳情平成28年第89号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所です。その部分について御説明いたします。

6 ページをお開きください。

14行目を「平成28年度」に、25行目を「地区を平成30年度に採択したところであります。」に修正しております。

7 ページをお開きください。

陳情平成28年第148号から12ページの陳情平成29年第3号の2までの3件につきましては、修正はありません。

13ページをお開きください。

陳情平成29年第46号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所です。その部分について御説明いたします。

14ページをお開きください。

9行目を「平成30年度予算として、対前年度比約124%となる約6億1千万円を措置したところあります。」という表現に修正しております。

15ページをお開きください。

14行目の「昨年度より」を削除しております。

16ページをお開きください。

12行目を「現在、畜舎と草地機械等を一体的に整備出来る「畜産担い手育成総合整備事業」の実施に向けて調整を進めているところです。また平成30年度から離島地域の飼養頭数拡大を図るため「沖縄離島型畜産活性化事業」を実施しております。今後、同事業の実施については、多良間村及び関係機関と検討してまいります。」に修正しております。

17ページをお開きください。

陳情平成29年第62号から25ページの陳情平成29年第94号の2までの4件につきましては、修正はありません。

26ページをお開きください。

陳情平成29年第107号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所です。その部分について御説明いたします。

27行目を「平成29年」に修正しております。

27ページをお開きください。

5行目を「また、平成29年度補正予算、平成30年度当初予算において、農林水産分野におけるT P P対策予算を措置したところあります。県としましては、引

き続き、国の動向を注視するとともに、関係団体と連携し、時機を逸しないよう、適切に対応してまいります。」に修正しております。

31ページをお開きください。

陳情平成29年第115号につきましては、修正はありません。

34ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第126号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所です。その部分について御説明いたします。

35ページをお開きください。

23行目に「採択要望地区のうち、真謝・真西地区を平成30年度に採択し、引き続き伊江西部地区の早期採択に向けて、関係機関と調整しているところがあります。」という表現を追記しております。

37ページをお開きください。

陳情平成29年第129号から43ページの陳情第21号までの3件につきましては、修正はありません。

45ページをお開きください。

陳情番号第44号の2、陳情区分新規、件名平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、陳情者沖縄県離島振興協議会会長外間守吉外1人。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1、県では、新規漁業就業者の定着率向上と若年層の漁業就業者の確保・育成を目的として、一括交付金を活用した未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業において、新規漁業就業者に対し、漁具等の漁業経費の一部支援を実施しております。

県としましては、今後も当該事業の推進等により、新規漁業就業者の支援に努めてまいります。

2、所有者不明農地（相続未登記農地等）解消に係る手続については、国においても課題と認識しており、相続未登記農地等の利用促進に向けて、平成30年5月18日付で農業経営基盤強化促進法及び農地法の一部が改正され、施行される予定となっています。

県としましては、関係法令等の内容を踏まえ、市町村及び各農業委員会と連携した取り組みを進めてまいります。

3、県営水利施設整備事業津堅地区は、水源の安定確保の観点から、現在、貯水池工事を先行的に実施しており、平成29年度までに貯水池1基が完成したところであります。

県としましては、今後とも所要額の確保を図るとともに、事業完了後の施設の利活用や管理運営等が円滑に図られるよう、うるま市と連携して地元合意形成に取り組むなど、事業効果の早期発現に努めてまいります。

4、農林水産部の経過・処理方針部分については、平成29年第46号の2と同様であります。

環境部の所管部分もございますので、続けて環境部から説明させていただきます。

○比嘉学自然保護課班長 また、県では、座間味村及び渡嘉敷村において、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用し、生態系の保全を目的として、従来から実施している有害鳥獣捕獲と連携した事業を実施することとしております。

○島尻勝広農林水産部長 5の経過・処理方針については、陳情第21号と同様であります。

6、渡名喜漁港については、渡名喜村の漁業の拠点のみならず島唯一の玄関口として、その機能の充実に努めてきたところであります。

現在は、水産生産基盤整備事業により、定期船就航率及び漁業就業機会の向上等を目的とした沖防波堤等の新設に取り組んでいるところであります。

県では、老朽化した既設浮き棧橋の老朽化調査を平成30年2月に終えたところであり、その結果を踏まえ、水産物供給基盤機能保全事業を活用して、平成30年度に工法検討、平成31年度に改修工事を予定しております。

また、新たな浮き棧橋の設置につきましては、地元の要望を踏まえつつ既存施設の利用実態等を調査し、事業化の可能性を検討してまいります。

7の経過・処理方針については、陳情平成29年第91号の4と同様であります。

9、第1種農地における転用許可基準の例外規定（集落接続）については、平成28年度に行われた沖縄県農業会議常設審議委員会にて、農業委員会が設置されている38市町村に調査を行っていただくとともに、2回にわたり検討をいただいたところです。

県としましては、常設審議委員会での緩和すべきではないとの意見多数の検討結果を踏まえ、現状維持を判断したところです。

48ページをお開きください。

陳情番号第57号、陳情区分新規、件名沖縄県石垣市における農業農村基盤整備等の推進に関する陳情、陳情者石垣島国営土地改良事業推進協議会会長中山義隆。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

県では、国営石垣島地区関連事業の推進を図るべく、平成30年度については、対前年度比33%増の約6億4000万円を措置するなどの優先配分を行ったほか、平成31年度予算については、さらなる増額を要望しているところであります。

また、年度開始以降についても、事業間流用や補正予算の活用等について積極的に検討していくことで所要額の確保に努めていくこととしております。

県としましては、引き続き、石垣市等の関係機関との連携や地元合意形成を図りながら、事業効果の早期発現に努めてまいります。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情平成28年第148号サトウキビ価格・政策確立に関する陳情、それから、陳情平成28年第129号サトウキビ価格・政策確立に関する陳情、それぞれサトウキビに関する政策的な陳情です。ちょうど先週の22日に県から前年度のサトウキビの生産実績、生産量等の発表があったと思いますが、その概要から御説明いただければと思います。

○島尻勝広農林水産部長 平成29年期については、秋の台風や夏場の干ばつ等があつて、平成28年期に比べると大幅減産というマスコミ報道がありました。我々の分析としては、収穫面積が1万3800ヘクタールぐらいありましたので、一定の収穫面積の確保ということで言えば、気象条件による単収の減はありましたが、その辺についてはまだ増産の傾向があると分析し、マスコミ報道させていただいたところがございます。

○山川典二委員 17年ぶりか何かで増収になったということですが、去年の特

に宮古地域では、台風9号の影響で例年より3割、4割減収になっていて、一方で、八重山地域では少し増収になったとか、バランスがありますよね。その辺を少し説明してもらえますか。

○島尻勝広農林水産部長 地域別に言えば、平成17年度からサトウキビ増産基本方針を作成していただきまして、国の増産基金等を活用してきめ細かい対策を講じたところです。特に宮古地域については、復帰後、株出しができないという中で、可動式誘殺灯なり、有効な農薬等もあって株出しが可能になってきたということで、現在、6割近くまで株出し面積がふえてきております。ただ、株出し管理については少し不十分なところがあって、単収が落ちているということがあったかと思えます。その辺については、宮古地域を中心に株出し管理をしっかりとやっていこうということを確認したところです。今回、台風の影響で株出しも含めて単収が宮古地域全体で前年に比べて落ちたところがありますが、今までの減少傾向の中で30万トン以上はキープしておりますので、宮古地域でも例年に比べて増産の傾向はキープしていると思っております。一方、八重山地域一石垣については一昨年、雨で製糖期にハーベスター等が十分稼働できなくて、製糖期が5月まで食い込んでしまい、春植えの管理ができずに栽培面積が減少したところがありました。そのため県としては、増産運動としてできるだけ夏植えを拡大していこうということを行ったところ、今回、面積でその成果が一部出ているということで、久方ぶりに10万トンを確保できたということです。そういう面では、収穫面積、栽培面積をいかに確保して、単収を向上していくかということが必要だと思っておりますので、この辺については国の増産基金等を活用して生産基盤を含めてしっかり対応していきたいと考えております。

○山川典二委員 どうしても天候の影響を受けて各地域でアンバランスが出てくるわけですが、なるべくそれを平均化できるように、今後のバランス的な生産体制といいますか、増収に向けた取り組みで主な柱が幾つかあると思うのですが、御説明をお願いします。

○島尻勝広農林水産部長 基本的に、サトウキビについては収益性が園芸作物に比べて少し落ちますので、この辺で言えば投資事業型ということなので、高齢化が進んでいる中で機械化はどうしても避けて通れないということで、我々としては収穫ハーベスターや株出し管理機、植えつけのプランター等を含めて一定の機械化一貫体系のようなものを推進していきたいと思っております。そ

それぞれの地域で細かい課題があると思いますので、今回も平成30年度は宮古地域で種苗から植えつけ管理までということで、少しモデル的に取り組んでいきたいと思っております。そういった気象災害における品種の問題も、今までは一辺倒で沖縄県全体で開発してきておりましたが、それぞれの条件に応じた品種を試験場を中心に開発し、管理センターで増殖をしていくということもしておりますので、きめ細かい個別経営でできないものを県としては国と連携をとりながら対策を講じていきたいと考えております。

○山川典二委員 その一環で、2000万円の予算を計上して、機械化を含めて種苗の植えつけを行うということですが、具体的にはどのような計画になりますか。

○島尻勝広農林水産部長 種苗については、割かし農家にとっては原料系の一部をとって、若苗ではない種苗等も含めて行っていた部分があります。また、一部高齢化で、収穫作業に次いで重労働、時間と経費がかかるということがあって、3回、4回の株出しを行っている中で適正な株出しの更新をしていくことが必要だと思っております。そのため、我々としては個別経営ではなく地域全体の中で受・委託させるような感じで、機械化種苗、あるいは利用料金の設定等を含めて、今回、モデル的に宮古地域と沖縄本島の周辺、あるいはその他の3カ所について、受託の育成も含めて、機械化種苗の育成など、その辺を体系的に行っていこうと考えております。

○山川典二委員 次に、水産関係ですが、陳情平成28年第159号泊魚市場の糸満市場への移転計画の中止等に関する陳情、それから、陳情平成29年第115号糸満漁港の高度衛生管理型荷さばき施設等の早期整備及び泊漁港の再開発に関する陳情、陳情平成29年第140号泊漁港及び泊魚市場整備に関する陳情、3つの陳情を合わせて伺います。私は那覇市選出の委員なので、どうしても泊市場の動向が非常に気になるのですが、現状として、糸満漁港の陳情も、泊市場の陳情もございます。今、どういう状況で、そのすり合わせを含めてどういう取り組みをなさっているのか、御説明をお願いします。

○平安名盛正水産課長 那覇地区漁協を含む泊地区の生産7団体は、泊漁港での再整備を要望しておりますが、県は糸満漁港を産地市場、泊漁港を消費地市場として、それぞれの市場の役割を分担しながら両市場が共存共栄できる体制を構築したいと考えております。このため、泊漁港では那覇地区漁協が開設す

る市場まで否定するものではなく、一部、市場を残すことも想定しております。那覇市や泊地区の生産7団体に対しては泊漁港の現状、課題及び将来的な発展性、消費地市場としての活用など、県の方針を丁寧に説明する場を設け、意見交換を実施しているところです。ことしに入りまして、2回の泊生産7団体との意見交換会を開催する中で、県として取り組めること、また、取り組めない内容等については丁寧に説明させていただいております。7月上旬にも生産団体と第3回の意見交換会を持つ予定となっております。

○**山川典二委員** 7月近々ですね。1回目、2回目の議論の内容と、7月に向けてどういう進め方、固め方、詰めをするのか、わかる範囲でいいので御説明をお願いします。

○**平安名盛正水産課長** 泊の生産7団体、団体名としては泊漁港再開発推進委員会との意見交換ですが、平成29年11月16日付で同委員会より県知事宛てに提出されました泊漁港及び泊魚市場整備に関する陳情書の内容について、先方の趣旨も伺いながら、先ほど申し上げましたとおり、県が対応できる範囲について意見交換を実施しました。1回目が平成30年2月5日、2回目が平成30年5月14日ということで、施設の老朽化を解決するための整備や、岸壁耐震化をするための整備など、泊の委員会から上げられました要請の内容について一つ一つ意見交換をした中で、県の取り組み状況等について説明させていただいております。

○**山川典二委員** 県の立場としての説明の中で、基本的にそういう意見がきちんと調整されて通っていくような状況ですか。

○**平安名盛正水産課長** 県の取り組める事業として、泊漁港の耐震化の工事などの部分については生産7団体についても御理解いただいております。ただ、上物の施設整備等については、事業実施主体にはなれないということでの理解もいただいている状況です。

○**山川典二委員** 糸満市議会でも糸満市場の件で意見書等を含めて決議されているわけですが、糸満の生産者組合との状況はいかがですか。

○**平安名盛正水産課長** 糸満漁協を主体とした理事会の方々に関しましては、県から出向きまして状況等の説明は行っております。

○**山川典二委員** 糸満漁港は高度衛生管理型の荷さばき施設ということで、県内唯一の第3種漁港でもあるのですが、糸満の立場から泊市場の意見等はどうなっていますか。かつてはいろいろなやりとりがあったようなのですが、現状として、すみ分けについての向こうの立場はどういう状況ですか。

○**平安名盛正水産課長** 糸満側の立場としましては、高度衛生管理型荷さばき施設が整備されることについては非常に歓迎していると聞いております。

○**山川典二委員** それは当然だと思うのですが、泊漁港とは競り市場の移転などについて、かつていろいろな議論があったのですが、現段階で糸満からして一今、そういうすみ分けをしていこうという県の方針も出ていますよね。そこについてはどのような見解をお持ちなのですか。

○**平安名盛正水産課長** 糸満に高度衛生管理型荷さばき施設ができる中で、糸満に産地市場、泊に消費地市場ということで、県のすみ分けをした上での共存共栄については御理解いただいて、いろいろな調整の中でも話をしています。ただ、糸満の関連施設整備を含めた細かい調整は進んでいない状況です。

○**山川典二委員** 今後、鋭意調整をして、何年も時がたっていますので、そろそろ方向性をしっかりと示すように御努力をお願いしたいと思います。

関連して、クロマグロについて水産庁から5月に通達がありましたよね。30キログラム以上のクロマグロをとってはいけないとか、大臣許可船が県内で60隻ぐらいあるという話がありますが、今回の水産庁の指示によってどのような影響が考えられますか。

○**平安名盛正水産課長** これにつきましては、7月1日から知事管理部分についてはマグロの採捕ができなくなる一第4期の管理ということで入っています。ただ、その中で漁業所得が減るという懸念はありますので、その辺については国が共済等に対応していただけるということです。ただ、全体の割り当て量として沖縄県に割り当てられている量はかなり少ないものですから、これについては、水産庁が持っております保有額や巻き網に割り当てられている量について、公平とまでは言いませんが、納得できるような形での量の配分を国に対して要請等を行っていきたいと考えております。

○**山川典二委員** それはしっかりと行ってほしいと思います。マグロをとる漁法も違うわけですし、その中でも特に知事許可船の皆さんへの影響はかなりあるでしょうし、大臣許可船でも10トン以上ですか。かなり高額な設備も入れているので、その辺は恐らく何らかの影響が出てくると思いますので、ヒアリング等を含めて県漁協や関係機関からなるべく情報収集しながら、影響は多少あるかもしれませんが、出ないように対応をしっかりと行っていただきたいようお願い申し上げます、終わります。

○**瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○**西銘啓史郎委員** 陳情平成29年第46号の2平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の4番ですが、平成29年度の実績として船舶輸送で補助したキログラム数と補助額、それから、平成29年度から始めたという航空輸送のキログラム数と補助額を教えてください。

○**下地誠流通・加工推進課長** 南大東村については、平成28年8月に飛行機の機材が大きくなったということで、航空の部分の輸送も補助の中に入れていただけないかという話がございます、平成29年度から飛行機の部分も補助対象として見ております。

○**西銘啓史郎委員** 質疑は、実績のキログラム数と補助額が幾らなのかです。

○**下地誠流通・加工推進課長** 今、手元にある資料では、平成29年の4月から12月までの実績として、航空部分ではスイートコーン—トウモロコシで1035キログラム、パインで5384キログラム分の補助をしております。この部分に限った補助額の資料が手元にないのですが、平均輸送単価は、スイートコーンであれば1キログラム当たり約78円、パインであれば1キログラム当たり103円の補助をしている形になっております。

○**西銘啓史郎委員** 15ページに航空輸送はキログラム当たり50円と書いてありますが、掛ける50円ではないということですか。

○**下地誠流通・加工推進課長** 50円というのは、南・北大東島から飛行機を使って沖縄本島に来るまでの補助単価が50円で、この事業自体は県が補助する事

業でございますので、本島から県外までは花きや水産物であれば1キログラム当たり80円の補助が加わりまして130円の補助になるのですが、実際に輸送に使った額が先ほど言った輸送補助の額になります。

○西銘啓史郎委員 平成30年度の航空輸送に関する予算は幾らになっていましたか。

○下地誠流通・加工推進課長 平成30年度の補助予算額は、全体で27億8948万円となっております。実際の補助の内容等によって飛行機が使われたり、船が使われたりして、実績として後々から幾らかということがわかってくることになります。

○西銘啓史郎委員 航空のことを聞いたので全体の額はいいのですが、ちなみに船舶輸送は幾らの補助になっていましたか。

○下地誠流通・加工推進課長 市町村ごとの数字は把握できておりませんが、県全体で見た場合、平成28年度の数字で言いますと、船舶輸送が62%、残りが航空輸送で38%程度となります。

○西銘啓史郎委員 私の質疑の仕方が悪いのか、全然求めている答えではないのですが……。

○島尻勝広農林水産部長 先ほど流通・加工推進課長が言ったように、予算の申請を上げている中で船舶品目は地域別で出てきます。今回、南大東村について委員から指摘がありましたが、まず、南大東村については、去年の実績ではカボチャが船舶で約9万2000キログラム、スイートコーンが1035キログラム、パインが5384キログラムとなっております。カボチャが主に船舶で、スイートコーンとパインが航空貨物となっております。

○西銘啓史郎委員 この間、南・北大東島に行ってきたのですが、これは県外への不利性解消の話なのですが、南大東村のJAの所長と話したときに、生活物資は南大東村単独のJAの皆さんの予算で補助していると聞いたのです。それを聞いたときに、物資の輸送は企画部あたりで予算がついているのではないですかと言ったら、私たちは単独でやっていますと言ったので—この件を聞いたかったのですが、生活物資については企画部の管轄なのでいいです。いずれ

にしても、南北ともにいろいろな補助をしているという理解でいいですか。

○島尻勝広農林水産部長 北大東村、南大東村、両村とも糖業がメインになっておりますが、収益性、園芸品目を上げていきたいということで、カボチャをメインに園芸品目がふえつつあります。特に北大東については、東京サイドでも非常に高い評価を受けておりますので、この辺を含めて船舶ないしは航空で東京サイドに輸送していくときに、今回、うちの事業を活用しながらやっていけると思っておりますので、その辺については一定の規模の中で振興していきたいと思っております。

○西銘啓史郎委員 次に、5番の北大東村の畑かん事業の整備完了ですが、北大東村からもらった資料によると、農業農村整備状況ということで、水源整備率が89%と聞いたのですが、この数字は合っていますか。

○仲村哲村づくり計画課長 今、質疑のあった件は、北大東村、南大東村の土地改良事業の整備率のお話かと思うのですが、南大東村の水源としての整備率は25.3%、かんがい施設は12.2%、圃場整備は47.8%となっております。北大東村が水源としては63.7%、かんがい施設は40.8%、圃場整備は93.1%となっております。今の数字は平成28年度末の実績ということで整理しているところです。

○西銘啓史郎委員 水源整備率で南北で差がありますね。これについて南大東村の村長とも話をしたのですが、率に差がある理由は何ですか。

○仲村哲村づくり計画課長 県としては、南・北大東村で安定的な農業用水を確保するというので、農業用水のため池を整備しているのですが、平成28年度までの実績の中で整備済みの面積で御説明しますと、南大東村が462ヘクタール分の水源を整備しています。北大東村は345ヘクタールを整備しております。ただ、南大東村は北大東村より島の面積が約2.5倍ほど大きいので、南大東村の要整備面積が1830ヘクタールございます。それに対して、北大東村の要整備面積が542ヘクタールになりますので、要整備面積としても南大東村が3倍の大きさになっております。ですから、要整備面積に対して整備が終わった面積を率で説明すると先ほどの数字になります。

○西銘啓史郎委員 村長の意見を聞くと、貯水池をつくるには農地を買収した

り、いろいろ手間暇がかかると。県の努力も認めるのですが、今、非常に困っているものとしては、自然池がありますよね。私もなめてみたのですが、塩分濃度が高くなっているんで、あそこの水草や塩分を処理してほしいと。平成24年から平成26年に自分たちの一括交付金でやったらしいのですが、農林水産部としてはそれについての予算もないし、やるつもりもないと聞いているのですが、それは事実ですか。

○仲村哲村づくり計画課長 今おっしゃった自然池のしゅんせつについては、村長からも要望を受けているところがございます。県としては、今まで畑面集水一要するに、池の水を利用するのではなく、圃場整備の水を効率よく集めて貯水池をつくるという考えで進めているところなのですが、南大東村の整備率が3割と北大東村に比べると低く、農家からは水が欲しいという要望もありますので、今までの畑面集水の整備だけではなく、村長からの要望である自然池をうまく活用して新しい考えで貯水池の整備ができないかということで今から取り組みをして、農家の要望に応えたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 南・北大東村のサトウキビの現状も見てきましたが、これだけ水不足で、知恵を出して一私は点滴かんがい初めて見たのですが、一滴一滴を流す現場を見ると本当に努力しているという気がするわけです。ですから、いろいろな予算の関係があるにしても、スピードを上げる努力をしてほしいですし、地元の声をどういう形で実現するかということについては引き続き努力していただきたいと。それから最後に一つだけ、平成29年7月に農林水産部と南部市町村の行政懇談会をしていますよね。年に何回ぐらい開催しているのですか。

○島尻勝広農林水産部長 沖縄本島で言えば、中南部、北部があるのですが、北部と中部、南部ということで隔年で2年に1回させていただいております。

○西銘啓史郎委員 平成29年度の資料をもらって目を通させてもらいました。この中にも先ほどの設置型農業用タンクのこと自然池のことが書いてありますよね。これは陳情に上がっていないのですが、こういった要請が行政から行政に上がってくる中で、取り組み方がこれを見るまでわからなかったわけです。ですから、日ごろの要請などの中で、農林水産部としても可能な限り、また、限られた予算の中でプライオリティを考えてやっているとは思いますが、この辺もきちんと一2年に1回と言いましたが、進捗について定期的に意見交換

などはしていますか。

○島尻勝広農林水産部長 処理方針等にも書いてあると思うのですが、基本的には現場で事務所などとのやりとりが上がってくるのが当然だと思うのですが、市町村の首長から上がってきたものについては、随時、進捗状況等も含めて管理しておりますので、できるだけ要望に沿うような形で対応はしますが、今言ったようないろいろな合意形成なり、課題があるところについては、地元と調整をしながら一緒に取り組んでいきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 先ほど部長の答弁でサトウキビの苗の話があったのですが、今もサトウキビ生産の半分は宮古地域ではないですか。苗の供給は国がやっていると思うのですが、東村かどこかにありますよね。それで、宮古地域でも分室なりで苗をつくってほしいという要望が前からあると思うのですが、その辺について県の内部で議論はありますか。

○島尻勝広農林水産部長 先ほどのモデル事業については、農家レベルの種苗という形でさせてもらっています。国の管理センターでは、新しい品種といたしますか、無病健全苗を計画的に更新していこうという意味での種苗管理センターです。それに対して宮古島市から要望のあります分室については、種苗センターの今の実施体制、あるいは目的からすると少し難しいと。例えば、東村ではサトウキビがない分だけ病害虫の影響を受けないと。逆に宮古島市は産地になっていて、4割近くは宮古島市で生産しているということで、種苗の管理所は少し難しいということでした。そういう中で、今、産地になっている宮古島市については、高齢化ないしは今後の沖縄サトウキビ糖業を考えていった場合に、収穫作業だけではなく種苗をしっかりと更新することによって増収を含めて品質向上できるということで、早目に取り組んでいきたいと考えているところです。

○大城憲幸委員 次に、新規陳情第44号の2平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情から2点、お願いします。津堅島なのですが、その後、イモゾウムシはどうなっていますか。

○屋宜宣由営農支援課長 津堅島のアリモドキゾウムシについては、誘殺がほぼゼロになっておりまして、次年度までに根絶できるかどうかということで、調査をしているさなかにあります。

○大城憲幸委員 それも含めて、これから取り組まないといけないと思うのですが、同陳情にあるように、現時点では貯水池ができたということで、県が持っているかんがい事業の概要について簡単に説明をお願いします。

○本原康太郎農地農村整備課長 かんがい排水事業ですが、貯水池を2基つくり、末端へのかんがいという計画をしております、水利施設整備事業をハード交付金で行っております。総事業費としては約29億円、現在の進捗率は21.5%です。当初の事業計画では平成31年度までの予定でしたが、今後の進捗を考えますと、もう何年かはかかると思っております。年間にかかる経費が大体1億二、三千万円で、平成31年度に関してはもう少し多く3億円以上を要求しようと思っております。

○大城憲幸委員 ちょうどアリモドキゾウムシの根絶も済みますので、ぜひ力を入れていただきたいと思えます。

次に、4番目の座間味村、渡嘉敷村のイノシシなのですが、どんどんふえていくという話を聞くので、陳情処理方針にあるように従来の取り組みではなかなか厳しいと思うのです。今、県外でもジビエブームの話がありますが、例えば、特区指定か何かをして移動処理車で向こうで処理をして商品化するとか、そのような発想も必要だと思うのですが、そのような議論は内部でありますか。

○屋宜宣由営農支援課長 昨年度、渡嘉敷村の状況確認ということで、現地に行って被害の状況確認と意見交換をさせていただきました。島では年間100頭程度が捕獲され、処理されておりますが、実際に食肉として処理していこうという話になりますと、施設の導入コストや検査に係る獣医などのランニングコストを考えると引き合わないということで、今のところ自給的な形での消費と埋設処分をしばらくは続けていくということでした。

○大城憲幸委員 普通に考えると合わないのです。だからこそ、島という特質性も含めて、特区を使うのか、いろいろジビエの法改正の話もありますので、移動処理車か何かで商品化するような発想も必要かと思うのです。その辺は若い職員の意見も聞きながら、何かおもしろい取り組みができないかと思えます

ので、取り組みの強化をお願いします。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ。その後、議題の追加について協議をした結果、追加することで意見の一致を見た。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

本委員会所管事務調査事項商・鉦・工業についてに係る沖縄情報通信センターの指定管理の現状については、休憩中に御協議いたしましたとおり議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事項商・鉦・工業についてに係る沖縄情報通信センターの指定管理の現状についてを議題といたします。

本件について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、お手元にお配りしました株式会社沖縄データセンターの民事再生申し立てについて御説明いたします。

沖縄情報通信センターは、同時被災リスクの低い沖縄県の地理的優位性を生かし、国内外の重要な情報システムや膨大なデータを初め、クラウドサービスなど新たなITビジネスを沖縄へ集積させる施設として沖縄県が建設し、民間が運営する公設民営型のデータセンターであります。

株式会社沖縄データセンターは平成24年7月に沖縄県内IT関連企業3社の出資により設立され、その後、金融機関を含め合計15社の出資を受け、データセンター事業開始に向けたシステム開発を進めておりました。

平成26年12月に公募を実施し、沖縄情報通信センター入居者選考委員会により株式会社沖縄データセンターが選定され、平成27年4月より当データセンターの入居者としてデータセンター事業を開始しました。同時に、沖縄データセンターは沖縄情報通信センターの設備の維持管理等を行う指定管理業務も受託し、設備管理と一体でデータセンター業務を実施しておりました。

当初は震災後の需要もあり、バックアップ拠点としてハウジングの受注を伸ばしておりましたが、データセンター事業における価格競争を初め競争が激化し、収益が上がりにくくなるなど市場の変化等、予期できない外部環境の変化もあり、結果として沖縄データセンターの稼働率が当初の事業計画どおり伸びず、民事再生へ至ったものと考えております。

昨年度後半より県に支払う使用料、光熱費の滞納が始まり、督促等の対応を行ったところ、株式会社沖縄データセンターから事業再生に向けた関係者との調整等について報告があり、当面の間、状況を注視しておりました。

指定管理業務については、本年3月末で指定期間終了となっており、新たな指定管理者として平成29年11月議会で議決された株式会社OCCと株式会社久米電装のコンソーシアムが本年4月より業務を実施しております。

本年度に入り、株式会社沖縄データセンターについては、事業再生の行方が不透明であり、サービスを維持できないおそれがあったため、県としては、データセンターを利用している顧客に迷惑がかからないことを第一前提に公設民営型データセンターの適切な運用を考え、本年5月、事業拡大プランを持つ新たな入居者を公募いたしました。

公募の結果、株式会社C&C沖縄—OCCグループですが、内定しております。

株式会社C&C沖縄からは、高い安全性など沖縄情報通信センターの特徴を生かした新しいビジネスモデルについて提案があり、その事業計画を評価して内定したところです。

具体的には、行政系システムをクラウドサービスとして展開する長期戦略や、本土大手企業と連携し、データ流通基盤を同センター内に設置する計画などがあります。

新入居者である株式会社C&C沖縄は7月より入居を予定しており、現在、株式会社沖縄データセンターと利用顧客の引き継ぎなど、事業継承について協議しているところと聞いております。

県としては、使用料の2年間据え置きや投資税額控除など優遇策の活用により、民間事業者のデータセンター利用の促進を図ってまいります。

また、今回の民事再生は株式会社C&C沖縄を事業譲渡先とした申し立てであり、この提案がまともれば顧客に影響を与えることなく円滑に事業継承がなされるものと考えており、引き続き事態の推移を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより沖縄情報通信センターの指定管理の現状についてに対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 3月に沖縄情報通信センターの指定管理の議論をして、そのときにはお互い委員も順調にいつているとしか思っていなかったのですが、これからすると昨年からの支払いが滞っていたということですが、未払いはどれぐらいあるのですか。

○谷合誠情報産業振興課長 株式会社沖縄データセンター—ODCにおいては、10月分から使用料及び光熱費の滞納が続いており、平成30年5月1日時点における未納分は約4900万円となっております。

○大城憲幸委員 法的に手続がとられている中、新たな企業と契約をして顧客にも迷惑をかけないようにする努力はしないとイケないのですが、2月議会ときには新年度から賃料等も値上げをして県から持ち出しがないようにするという説明もあったと思うのです。情報通信センター自体の運営に係る部分は、これを受けて今後どう変わっていくのですか。

○谷合誠情報産業振興課長 2月議会の時点で使用料の2年間の減免措置の延長をお諮りいたしまして、承認をいただいたところでございます。ですから、

その措置に従って平成30年4月からの2年間は減免措置が続きますので、新たな使用者におかれましても、この減免措置のもと事業を運営するものと考えております。

○大城憲幸委員 そのときには、電源など不足している部分を充実させて、その分、使用料なども回収していくという説明だったと思うのです。それでは、今の減免措置の話も含めて、今回のODCのこととは関係なく予定どおり進んでいると。今後の使用料についても、県からの持ち出しはないような形で計画どおりいくという認識でいいですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 従来は半分しかラックを受けることができず、電源が完全にできていなかったものですから、フル装備になったことで料金を上げるという条例だったのですが、これができるからすぐに企業が入る状況ではないので、2年間据え置きをいただきまして、その間に企業に周知をかけていくという業務を行って、そこをフル活動しようということで、ODCが倒産しても次の事業者がそれを引き継ぎますので、同じようなことで周知を図って、そこを有効活用させるという方向に向かうと思います。

○大城憲幸委員 そこは努力するしかないのですが、このODCは公庫を初め、沖縄の各銀行なども含めて名立たる皆さんが出資をしてつくった法人です。ですから、そういう皆さんも当然一緒に活用をしながら一緒に伸びていくという部分でスタートしたはずなのですが、そこがだめになってしまったと。新たな部分では、県外の顧客も何とかということがありました。その辺の見通しが変わるわけですね。その辺はどういう戦略でいくのですか。

○谷合誠情報産業振興課長 まず、この沖縄情報通信センター自体が高い信頼性をもとにしたデータセンターでございまして、引き続き行政系や金融機関等のミッションクリティカルと申しますか、かなり重要なデータを扱うのに向いているデータセンターであることは間違いありません。ですから、そういったお客様を今後も獲得するという事業計画を新たな提案者が有しておりますので、そちらの推移を見守りながら適切な支援をしてまいりたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 今、大城憲幸委員が言っていたように、ことしの2月議会で議論になったときに、こういう状況はわかっていたということですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 滞納がございましたので、親元といいますか、その辺もまだ支援するという形が残っていました。彼らはそこから借入金を入れて何とか再生しようという努力をしている段階でしたので、まだ民事再生に行くか、それで行くかという話にはなっていなかった状況です。

○島袋大委員 実際に2月議会で企業を募集し使用料も上げて、非常にいい事業で進んでいるという説明を受けた中で、本丸にこういうことがあるということは、なかなか一企業の中身は言えないということもあるかもしれませんが、我々はいいことだからどんどんやったほうが良いと。多分、議事録を見たら、私はもっと頑張りなさいとエールを送るような、答弁をしていたと思います。しかし、実際にふたをあけたら中身はこうでしたということでは審議になりませんので、そういったことは皆さんが担当部署として考えていただいて、なかなか言えるものと言えないものがあるかもしれませんが、その辺を整理して提案していただきたいと思います。あと、箱物自体は沖縄県がつくっているのですが、今までの事業内容として企業に対して県からの補助金や一括交付金等は含まれていないですね。

○屋比久盛敏商工労働部長 一つの企業にはないのですが、出資者も含めてコンソーシアムを組んでもらって、この5社ぐらいに対して新たなクラウドのシステムをつくるという事業は入れました。

○島袋大委員 金額的に大体どれぐらいかわかりますか。

○谷合誠情報産業振興課長 クラウドの共通基盤のシステム構築の補助金として、3年間で総額12億2145万円を交付しております。

○島袋大委員 基盤整備ということは、設備投資で12億円ということですか。

○谷合誠情報産業振興課長 設備投資ではなく、サーバーの中に入れるソフトの開発費の補助として12億2145万円を交付したところでございます。

○島袋大委員 次から指定管理がかわるということですが、次の指定管理者の

皆さんがこのサーバーを活用できるということですか。

○谷合誠情報産業振興課長 おっしゃるとおりでございます。システム自体は沖縄データセンターのみで使うために開発したのではなく、沖縄全体のデータセンター全てで使われる共通基盤システムを開発する開発行為に対して補助したものでございます。ですから、今回、新たに引き継いだ会社においても、ユーザーの引き継ぎとともにこのシステムを活用されるものと考えております。

○島袋大委員 12億円の補助金が出たが、会社が倒れた。しかし、次に引き継ぐ企業がそういった形で活用はできると。補助金は入れたが、その部分は無駄—無駄という言葉は悪いですが、この辺はしっかりと活用できて、運営上支障はないという理解でいいですか。

○谷合誠情報産業振興課長 御見込みのとおりでございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○山川典二委員 企業3社とはどこですか。

○谷合誠情報産業振興課長 3社については、株式会社OCC、株式会社おきぎんエス・ピー・オー及び株式会社リウコムでございます。

○山川典二委員 株式会社OCCもコンソーシアムに入っているのですが、12億円余りの基盤整備の予算が入って、今回の沖縄データセンターの負債総額はどれぐらいなのですか。

○谷合誠情報産業振興課長 これは新聞報道と債権者説明会によりますが、負債総額は10億2400万円と聞いております。

○山川典二委員 そのまま指定管理を引き継ぐということですが、貸借対照表、損益計算書を含めて10億2000万円余りの負債総額を引き継ぐのですか。

○谷合誠情報産業振興課長 負債を引き継ぐのではなく、まず、成果物として

のシステムは引き継ぐということで、システム自体は株式会社ODCの所有ではなく、株式会社ODCを含む5社のコンソーシアムで所有しているものでございまして、株式会社ODCが事業再生で再生会社に引き継がれたとしても、残りのコンソーシアムで資産管理を行います。ですから、先ほどの補助金を投入した資産がそのまま新たな会社に引き継がれるというわけではございません。

○**山川典二委員** そうすると、負債の部分は株式会社ODCがそこで処理することになるわけですから、新しいところに一切影響はないという理解でいいですか。

○**谷合誠情報産業振興課長** 負債に関しては債権者で処理されていることございまして、新しい会社に負債が引き継がれることはございません。ただし、沖縄データセンターが所有しているリース物件等、既に納品しているサーバーのリース料等をどう支払っていくかというところについては、細かい話ではございますが、新たな会社との間で協議のもとに適切な処理がされていくと考えております。

○**山川典二委員** 適切に処理されるといっても、それは引き継がざるを得ないでしょう。トータルでどれぐらいの額になるのですか。

○**谷合誠情報産業振興課長** 現状の貸借対照表によりますと、リース債権は合計2億8000万円ほどあるという報告は受けておりますが、この全てが引き継がれるのか、機械を引き継いで支払いを繰り延べするのか、そういう状況を含めて現在、新しい会社との間で協議がなされていると聞いております。

○**山川典二委員** 今のリースの話もそうですが、例えば、基盤整備、ソフトの開発、ハード、ソフトを含めて、それを担保にして金融機関から借り入れをしたとか、そういう状況があるのかどうか、その辺は把握されていますか。

○**谷合誠情報産業振興課長** 担保等については、詳細は把握しておりません。

○**山川典二委員** それはぜひ把握していただきたいのです。どこで線を引くかという部分でこれから協議を詰めていくと思うので、税金も入っているわけですから、その辺の詳細は明確に把握されて県の立場として調整に当たっていた

だきたいと思いますが、いかがですか。

○谷合誠情報産業振興課長 おっしゃるとおり、事態を検証してまいりたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 少し整理したいのですが、株式会社ODC本体の業務が赤字になって指定管理業務ができなくなったという理解でいいですよね。要は、指定管理業務自体の収支が赤字ということではなく、3社で出資してつくった株式会社ODCのビジネスがだめになって、赤字がこれだけになっているという理解でいいですか。

○谷合誠情報産業振興課長 御見込みのとおりでございます。

○西銘啓史郎委員 指定管理は、商工労働部だけではなくほかのもありますよね。そのときに、私は常々思うのですが、企業に突然死はないわけです。必ず兆候があらわれるわけです。見ると、平成24年7月につくった会社がすぐにとというのは一決算報告書のようなものは、商工労働部としてはもらっていなかったのですか。

○谷合誠情報産業振興課長 県は出資者ではございませんので、それを要求することは公的にはないのですが、そういった形で適宜入手しながら事態の推移を見守ったところでございます。

○西銘啓史郎委員 今後のためにも、指定管理を受託している会社の経営状況は常に見ておく必要があると思うのです。もちろん決算だけではわからないこともあるかもしれませんが、必ず兆候は出るわけです。帝国データバンクなどいろいろなところも情報を持っていたりするわけですから、今後のことも含めて仕組みといいますか、後でこういうことになりましたということがないように一支払いがおくれることが昨年後半からあったということはわかるのですが、その前に状況はわかるはずですよ。ですから、今後のためにも、ぜひそういったことも含めて検討してもらえればと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、沖縄情報通信センターの指定管理の現状について、商工労働部長に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の請願第3号、陳情平成28年第86号外22件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料1請願及び陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、新規請願が1件、継続陳情が19件、新規陳情が4件となっております。

まず、新規請願について、処理方針を御説明いたします。

1ページをお開きください。

請願第3号入管難民法で定められている留学生の労働制限に関する請願、請願者一般社団法人沖縄観光の未来を考える会、代表理事金城仁外2人、紹介議員西銘啓史郎議員。

平成29年6月に沖縄県も委員となっている九州地域戦略会議として、同内容を国に要請しております。

事務局である大分県に確認したところ、国からの回答はなく、延長された事実はないとのことであり、国の動向を注視していく必要があると考えております。

なお、沖縄県の観光業界における外国人材の活用については、所管する文化観光スポーツ部において、国家戦略特区の活用を検討しております。

続きまして、継続陳情について御説明いたします。

継続陳情のうち、6件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

処理方針に変更がありました継続陳情13件について御説明いたします。

修正した箇所は下線により表示しております。

6ページをお開きください。

陳情平成28年第121号最低賃金引き上げを求める陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

総務部人事課所管部分の2段落目について、県は平成29年度に引き続き平成30年度も非常勤職員の給与の引き上げを行っているため、修正しているものがあります。

7ページをお開きください。

陳情平成28年第147号県立職業能力開発校における自動車整備科の再編計画に関する陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

自動車整備科の再編については、沖縄県立職業能力開発校整備基本計画の見直しも視野に入れ検討を進めてきたところであります。

今回、同計画を見直し、平成31年度に廃止・統合の予定を、当面の間存続させ、きめ細かな訓練を行うため、訓練定員を25名から20名にしたことから、陳情の処理方針を変更するものであります。

次に、12ページをお開きください。

陳情平成28年第165号軽度知的障害者等への支援機関の充実を求める陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

修正箇所は、13ページとなりますので、そちらをお開きください。

処理方針2の2段落目について、県子ども生活福祉部所管の生活支援担当者の増員により、人数を10人から11人に修正したものであります。

次に、14ページをお開きください。

陳情平成29年第16号沖縄県立浦添職業能力開発校におけるエクステリア科の存続を求める陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

エクステリア科の再編については、沖縄県立職業能力開発校整備基本計画の見直しも視野に入れ検討を進めてきたところであります。

今回、同計画を見直し、平成31年度に廃止の予定を、当面の間存続させ、応募者が減少しているため、訓練定員を20名から10名にしたことから、陳情の処理方針を変更するものであります。

次に、18ページをお開きください。

陳情平成29年第105号沖縄県公契約条例を規制型とすることを求める陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

なお、22ページの陳情平成29年第130号沖縄県公契約条例を規制型とすることを求める陳情、24ページの陳情平成29年第146号貧困と格差是正につながる実効ある沖縄県公契約条例を求める陳情、26ページの陳情第8号沖縄県公契約条例を規制型とすることを求める陳情、31ページの陳情第14号「沖縄県公契約条例」を実効性ある条例とするための陳情及び32ページの陳情第18号沖縄県公契約条例を規制型とすることを求める陳情、この6件の陳情要旨は、ほぼ同様であり、処理方針等も同様となっておりますので、一括して御説明させていただきます。

この6件につきましては、平成30年4月1日に沖縄県の契約に関する条例が施行されたため、処理方針を変更するものであります。

少し戻りまして、28ページをお開きください。

陳情第9号県立浦添職業能力開発校における電気工事科の再編計画に関する陳情に係る修正箇所を御説明いたします。

なお、29ページ陳情第10号県立浦添職業能力開発校における電気工事科の再編計画に関する陳情及び、30ページ陳情第11号県立浦添職業能力開発校における電気工事科の再編計画に関する陳情、この3件の陳情要旨及び処理方針等は同様でありますので、一括して御説明させていただきます。

電気工事科の再編については、沖縄県立職業能力開発校整備基本計画の見直しも視野に入れ検討を進めてきたところではありますが、今回、同計画を見直し、当面の間訓練定員30名を維持することとしたため、陳情の処理方針を変更するものであります。

以上が、前議会から処理方針に変更のありました継続陳情でございます。

次に、新規の陳情4件について、陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

34ページをお開きください。

陳情第44号の2平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、陳情者沖縄県離島地域振興協議会会長外間守吉外1人。

宮古島市の試掘井については、平成29年度に試掘権を市に譲渡し、現在、市において天然ガス資源の利活用の方策を検討しているところです。

地域未来投資促進法に基づく支援措置については、市及び天然ガス資源を利用する事業者が同法に基づく計画の策定や承認手続等を受けることにより活用できることとなっております。

県としては、天然ガス資源の利活用は宮古島市の地域振興を図る上で重要と考えており、引き続き市と連携し、支援措置の活用に向けて取り組んでまいります。

次に、35ページをお開きください。

陳情第59号琉球泡盛乾杯条例制定に関する陳情、陳情者一般社団法人泡盛マスター協会会長新垣勝信。

琉球泡盛乾杯条例の制定については、琉球泡盛の普及啓発に資するものと考えておりますが、県内で製造される酒類は泡盛のみではないことから、県産酒類全般に対し、関係者の意見を広く聞く必要があると認識しております。

制定の可否については、嗜好の問題もあるため、酒類業界や他の飲料業界の意向等を考慮しながら検討してまいります。

次に、36ページをお開きください。

陳情第62号離島への送電海底ケーブル取りかえ・新設工事に係る支援に関する陳情、陳情者沖縄県離島振興協議会会長外間守吉。

沖縄県は、多くの離島を抱える島嶼県となっていることから離島への電力の安定供給は重要なことと認識しております。

県内離島に敷設されている海底送電ケーブルは、沖縄電力が独自に敷設したもののほか、当時の沖縄開発庁が支援して敷設したもの等となっております。

沖縄電力が海底ケーブルの取りかえを行う場合は国に届け出ることとなっていることから、支援の必要性について引き続き国と意見交換を行ってまいります。

また、沖縄電力に対しては、国・県・市町村において税制上の特例措置を適用している中で経営上、もしくは産業振興を図る上で課題があるのかなど、状況把握を行った上で支援のあり方について検討してまいります。

なお、電気事業法では、海底ケーブルを含む送電設備は電気事業者がみずから整備することとなっており、沖縄21世紀ビジョン実施計画においても電気事業者が実施主体として位置づけられております。

次に、37ページをお開きください。

陳情第63号沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の期限の延長を求める陳情、陳情者沖縄県酒類製造業連絡協議会会長嘉手苺義男。

酒類製造業は、離島を含む地域の産業や雇用の確保に寄与し、製造業の少ない本県において大変重要な製造業となっておりますが、酒造業界は出荷数量の減少など厳しい経営環境にあり、酒税軽減措置の廃止による影響等を考慮すると、同措置の継続が必要と考えております。

県としては、酒類業界や関係団体と連携し、酒税軽減措置延長の実現に向け

て取り組んでまいります。

原料米価格の引き下げについては、原料米の販売価格の所管が国一農林水産省であることから、今後、酒造業界と連携した国への要望を検討してまいりたいと考えております。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

山川典二委員。

○山川典二委員 新規の陳情第59号琉球泡盛乾杯条例制定に関する陳情について伺います。処理方針としては、県内で製造される酒類は泡盛のみではないことから、今後、関係者の意見を聞くということですが、県内で製造される酒類は泡盛以外にどんなものがあるのですか。

○神谷順治ものづくり振興課長 具体的には、オリオンビールでございます。

○山川典二委員 ビール以外にも製造されている酒類がありますよね。

○屋比久盛敏商工労働部長 泡盛以外にリキュール類も入りますし、若干ながら日本酒を製造している業者もございます。

○山川典二委員 部長がおっしゃったようにリキュールやワイン、日本酒もあるわけですが、ビールを含めてリキュールなどの歴史は何年ぐらいですか。

○神谷順治ものづくり振興課長 別の陳情にもありますが、復帰時に県内のオリオンビールや泡盛業界が県内で製造して県民に出荷するのを軽減するというのが基本的な考えで、復帰時からこれまで軽減措置がなされておりますので、復帰を前提として昭和47年からだと思います。

○**山川典二委員** 県内でビールが製造されている歴史が何年ぐらいかというのは、復帰後ですか。

○**神谷順治ものづくり振興課長** オリオンビールは創業60周年と聞いておりますので、ことし61年を迎えたと思います。

○**山川典二委員** 泡盛は600年と言われていていますよね。600年前のことはわかりませんが、これまでずっと歴史の経緯の中で皆さんがそうおっしゃっています。それこそビールは10分の1の歴史ですよ。歴史観からいくと、私は全く違うと思うのです。ましてや世界有数の、どこでもそんなに見当たらない酒だと思うのです。その泡盛が13年連続で売り上げが減少していると。特に零細中小の泡盛の蔵元は経営状況も逼迫しているという中で、泡盛を沖縄県の伝統の酒として守り、そうでなければいけないという行政の立場が当然あると思うのです。そういう意味では、その一環で今回泡盛で乾杯をしようという陳情が出ているので、関係団体の意見聴取も当然ですが、行政としても泡盛をみんなでやりましょうぐらいの陳情の経過一経過は仕方ありませんが、今後の取り組みの中でそれぐらいの視点でやっていく必要があるのではないかと。今、飲み方はいろいろな工夫がされていますが、世界で通用する酒だと、個人的な過去の経験でもあるのです。その辺はいかがですか。

○**神谷順治ものづくり振興課長** 今回の乾杯条例の件ですが、県としては、処理方針にある考え方のほかに、例えば、健康長寿沖縄を取り戻す取り組みや飲酒運転撲滅運動への配慮が必要であると認識しております。出荷量が減少し、経営状況が厳しい業界の現状の中において、現在、実施している経営改善実施等の取り組みを優先的に進めていく必要があるのではないかと。13年連続なので、まずは一旦とめる。とめてから、またV字回復にするということを、県としては優先的に、総合的にいろいろな施策を実施していこうと考えております。

○**山川典二委員** それは当然だと思うのです。きのうも我が会派の翁長政俊議員から琉球料理を世界無形文化遺産的な形でという話がありましたが、陳情書にも出ているわけです。そういう意味では、琉球泡盛を盛り上げていこうということで、反対する人は県内にはほとんどいないと思うのです。もちろん業界の盛り上げもそうですが、その一環で泡盛で乾杯しようではないかということ、啓蒙を含めて進めていくことが非常に重要だと思うのです。そんなに難し

い話ではないのではないかと思いますのですが、何が難しいのですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 当初、京都市が日本酒の条例をつくったと思います。その後、それぞれいろいろ出てきていますが、その中でも各地域で議論が出て議決まで至らなかった条例もあると聞いておりますので、そこでの議論も確かめながら、当然、ほかの業界の意見も聞きながらやらないといけませんし、それがどういった原因だったのか、義務づけた話だったのか、努力規定だったのか、その辺をもう少し勉強してから検討したいと思います。

○山川典二委員 ぜひお願いしたいのですが、この後、詳しくは泡盛大好きな島袋委員から質疑があると思いますので、任せます。

もう一点だけ、私がずっと議員活動の中でテーマとして取り組んできた水溶性天然ガスにつきまして、沖縄県過疎地域振興協議会から出ている陳情第44号の2平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、宮古島市の天然ガスということですが、県内で那覇市、南城市、宮古島市の3カ所で県が平成24年から平成26年まで試掘調査をしたと思うのですが、その中で一番前向きに取り組んでいるのは宮古島市なのです。それで、たまたま12月、1月に、ある効果が確認できたという話がありますが、それは承知おきですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 想定で申しわけないですが、オクラか何かが非常にいいできれば、おいしかったということで、また、足湯なども非常に好評だったと聞いております。

○山川典二委員 聞いているということは、ごらんになっていないのですね。

○喜友名朝弘産業政策課長 私は見ていないのですが、うちの課の職員は見に行っています。

○山川典二委員 見た方はいらっしゃいますか。

○喜友名朝弘産業政策課長 異動したかと思います。

○山川典二委員 要するに、水溶性天然ガス—実は沖縄本島と宮古島は地層が若干違ったりしまして、基盤層からのガスの含有量は今のところ少ないのですが、70度の温泉水が出てくるそうです。その温泉水の熱利用で12月、1月の2

カ月間、オクラ農家がサニーホースといいますか、簡単なもので熱利用をして栽培すると、近隣のハウスと比べて3.8倍の収穫量があったというのです。それは宮古島市の農林担当職員もびっくりしたし、沖縄総合事務局の農林水産部の皆さんもびっくりしたと。そういう意味で、それが1月、2月などの一番寒い時期だともっと収穫量が上がって、端境期ですから価格も通常よりは高く販売されるというような、一つの例かもしれませんが、そういう成果が出ていますので、陳情にあるように地域未来投資促進法におけるいろいろな支援措置がありますので、それはぜひ前向きに御検討いただきたいと思いますが、まずは宮古島の件からいかがですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 今、宮古島市が積極的に進めておりまして、県も毎回、宮古島市天然ガス資源事業化推進検討委員会に私や担当職員が出て支援しているところで、委員がおっしゃったような成果があらわれていることは十分承知しております。地域未来投資促進法の支援については、沖縄県では県全域の基本計画を策定しております。それで、宮古島市が策定されている分野の中で観光関連分野や農林水産分野に位置づけられておりますので、宮古島市が基本計画に沿うような形で県事業計画として計画を立てて行うのであれば、採択される可能性は十分あると思っておりますので、県としても市と調整して推進していきたいと思っております。

○山川典二委員 それはぜひ前向きにお願いします。関連しまして、あと2カ所、那覇市と南城市がありますが、平成24年から平成26年の3年間の試掘調査の結果を受けて、その後、現状としてどのようになっているのか、あるいは県としてどうかかわりを持っているのかというのがありましたら、お願いします。

○喜友名朝弘産業政策課長 那覇市は奥武山で試掘しておりまして、市としてはなるべく奥武山公園の中で活用したいという御意向があるのですが、県と公園の移管関係がありまして、今、それを見ているところでございます。南城市については、試掘した場所が内陸にあって、見積もっているもので排水のインフラ整備に2億5000万円から3億2000万円と非常に予算がかかるということで、それが課題となって検討中と聞いております。

○山川典二委員 それと、報道にもありましたが、西原町で試掘が始まっていますよね。これまで地層的には首里以南で以北にはないと言われていたのが、

以北でも試掘をすると出てくることがわかりまして、今、民間の本土の先端大手企業と地元の企業がジョイントベンチャーで進めています。それについての展開といいますか、業者からの報告なども県にあったと思うのですが、その内容がわかれば教えてください。

○喜友名朝弘産業政策課長 第1号井については、分析は終了しております。今、委員がおっしゃったのは第2号井のことだと思いますが、それについても県に来ていただいて説明を受けているところです。来年の3月までにかけて各種生産試験をしながら分析していくと。企業としては、非常に有望ではないかと考えているところでございます。

○山川典二委員 この本土の大手の企業について、社名をおっしゃっても構わないと思いますが、内容を説明していただけませんか。

○喜友名朝弘産業政策課長 具体的には株式会社合同資源という千葉県で活躍されている会社でございます。ヨウ素関係を中心に産出している有力な企業だと思っております。今回、沖縄県でもヨウ素が見つかっているということなので、ヨウ素関係を中心に産出して商業化していきたいと聞いております。

○山川典二委員 今まさにおっしゃったように、この業界ではトップレベルの企業で、ヨウ素がかなり有望な含有で出てくるということがわかってきたのですが、ヨウ素の需要性といいますか、どのようなものに使われて—これは数少ない我が国が世界に輸出できる原料といいますか、そういう中で沖縄県は全国4カ所の中でも未開地というか、これから開発の可能性がある地域なので、ヨウ素の需要が非常に高まっている中で、私は産業化という意味では非常に可能性を感じているところであります。これまでは、ややもすると沖縄総合事務局や当該自治体が一生懸命やっているのですが、県の取り組みがなかなか見えづらいような印象を受けているのです。今後、ヨウ素もそうでしょうし、水溶性天然ガスそのものの活用、あるいはそれと付随して出てくる温泉水、先ほどの宮古島のオクラ農家の利用等を含めて、いろいろな可能性が出てくるので、そろそろ県が主体的に自治体や国も巻き込んで協議会をつくっていく段階に来ているのではないかと思います。もちろんデータはまだまだ試掘の段階のところもあるので、これから取り組んでいかなければいけません。方向性だけはそろそろ決めてもいいのではないかと思います。かかわり方も議論しなければいけないかもしれませんが、県が主体的に水溶性天然ガスの業界を盛り上げてい

こうと。今、そういうことを思っているのですが、その辺は前にも部長にお聞きしたことがあるのですが、もうそういう時期に来ているのではないですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 株式会社合同資源に沖縄県とマッチングしていただいたのは、どちらかというと沖縄総合事務局の経済部長でしたので、あちらが中心といいますか、声をかけています。いろいろな活用ができるのではないかとということで、地元市町村と我々、国も入って、今言ったような話を検討している段階でございます。

○山川典二委員 これは新潟県、千葉県、宮崎県、沖縄県と、沖縄県以外は既に開発をされて、利活用され、地域にかなり貢献をしています。上場企業も出て、雇用も含めてかなり有効な実績を上げている中で、沖縄県でも数少ない工業系といいますか、産業化を図るための可能性があるわけですから、余り国に遠慮しないで、もっと議論されて官民一緒になって力を結集して水溶性天然ガスのエネルギー事業の促進を図る必要があると思いますので、また何回かお願いをしますが、ぜひよろしくお願ひします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時28分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 山川委員と関連しまして、陳情第59号琉球泡盛乾杯条例制定に関する陳情ですが、今回の酒税の税制に当たり、私も全国いろいろ確認をして、販路拡大も含めて泡盛の消費をふやすためにはどうすべきかということを考えれば、きょう、部長から答弁があったように全国で乾杯条例を制定しているところもあるということで、日本酒の普及を含めてやっている地域もあるということも私も確認できました。多分、この陳情者の趣旨として、琉球泡盛の乾杯条例というのは、結婚式場でシャンパンで乾杯しているのを泡盛で普及していこうと。これも日本酒を広める乾杯条例の中に入っていたと思いますが、沖縄の40数社の泡盛酒造の皆さん方の消費量をふやすためにも、こういうことも

一理あるのではないかと思っているのです。きょうの答弁を聞いたら、いろいろクリアするところもあるだろうということなのですが、全国で条例を制定しているところにも確認をして、沖縄版でそういった形の条例と照らし合わせて、何が問題で何がクリアかということは出せると思いますので、その辺を考えることはできませんか。

○屋比久盛敏商工労働部長 意向調査というのはそういうことでございますので、それを整理しながらやっていこうと考えているところです。

○島袋大委員 今回の酒税の税制の宿題を与えられているのも、消費額や販路拡大は前に言われていますので、そういった形で沖縄県もいろいろ考えて販路や消費普及するためにやっているということの後押しできると思います。その辺はみんなで頑張って利用していけばいいと思いますので、よろしく願います。

次に、陳情第62号離島への送電海底ケーブル取りかえ・新設工事の支援に関する陳情ですが、きのうの翁長議員に対する部長の答弁でも、陳情処理方針に書かれているように、沖縄電力に対しては、国・県・市町村において税制上の特例措置を適用している中で企業がやるべきではないかと。あるいは、電気事業法では、海底ケーブルを含む送電整備はみずから整備することと言っていました。これには変わりないということですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 基本はそういうことでございます。ただ、同じように国がある程度は電気事業法、監督権などを持っていますので、その辺と相談をしながら、どうするかという話を続けていくということでございます。

○島袋大委員 今度、新たに離島海底ケーブルをやっていく事業が5カ所で、人口が50人以下の離島だとヒアリングを受けたのですが、金額も5億円近く、人口が20名や十数名のところにかかっている金額がかかっているということでは、一企業の持ち出しも含めて、なかなか大変ではないかということがあると思うのです。その辺も含めて、全国にまたがって事業がありますが、沖縄は離島県ですから、ほかの都道府県で離島を抱えているところと沖縄県側が言っていることを照らし合わせたらどんな感じですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 離島への電力供給については、電気関係の法律では送配電部門や発電部門などに分けて採算を見ている形らしいのですが、沖縄

電力は平成25年度と平成26年度は送配電部門で—これは離島も本島も含めて、ユニバーサルサービスでございますので、黒字になっております。それ以外は、過去6年で4年間は赤字ですが、北海道電力から九州電力までのほかの大手電力も赤字が多いと。もちろん黒字もありますが、沖縄だけが特別に送配電部門で赤字がひどいというわけではないような感じがします。

○島袋大委員 今おっしゃったように、離島の電力供給に係る赤字部分については、電気事業法において離島ユニバーサル費として各エリアで負担することになっていると私も説明を受けました。沖縄の離島の電力供給に係る費用については、沖縄エリアのみで負担しているわけです。その中で、沖縄で平均的モデルの離島ユニバーサル費を含めると、九州エリアと比較して約4倍の負担になっているのです。ですから、九州は九州全体の離島を含めて負担しているのですが、沖縄県のユニバーサル費としては沖縄単独での割り振りになっているので、工事費と人口割りをして、今、5つの離島の事業で20名ぐらいの人口のところにとしたら、負担や電気料で回収するといっても非常に厳しい数字になっているわけです。こういったことも考えていくことになると、やはり自助努力では限界があるはずですから、電力の安定供給も含めてやるのであれば、県としても国に一括交付金を活用してもらうような形にしないと、みんな等しくそういったサービスの提供があるのですから、幾ら人口が少ない島だからといって負担が非常にきつい中で企業独自でやりなさいと言われても、なかなか投資分の回収ができないということになれば、沖縄全体でカバーするとしても、これだけの沖縄の離島の数では賄えないと言っているわけです。ですから、その辺も考えて一括交付金で上げられる分は議論して、もう少し電力側とも議論するべきだと思っているのですが、どうですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 それはそれで、以前に赤字だったころは国がそういう支援をしていたと。今、県全体で、彼らは投資に見合うだけの減免措置を受けているのです。県だけでも13億円ぐらいで、国を入れるともっとです。彼らが当面やらないといけない海底ケーブルの更新は大体70億円です。それが、ことし1年間分の利益です。それを国も見ているので、そこら辺が厳しいということで、本当にそうなのかと。今後、足りなくなるのかという話し合いを継続していこうということになっています。

○島袋大委員 これからかかってくる年数、シミュレーションも含めて、お互いテーブルにのせて議論をして、どこがどういった形でできるかということ

詰めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 請願第3号入管難民法で定められている留学生の労働制限に関する請願で、紹介議員にもなっているので確認ですが、経過・処理方針のところで所管する文化観光スポーツにおいてと書いていますが、特にどのようなことを行うと聞いていますか。

○屋比久盛敏商工労働部長 本来、雇用関係は人手不足という形で土木なり介護関係なり、推進連絡会議をしています。その中で、それぞれの業界で対処しましょうということで話し合いをしてきたところですが、この請願は議会事務局が割り振って、うちに回って来ているという状況です。

○西銘啓史郎委員 請願者が、一般社団法人沖縄観光の未来を考える会と沖縄県飲食業生活衛生同業組合、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合ということで、どちらも観光に関するところなのですが、有効求人倍率が上がって失業率が下がったということで、いい方向にいらっているとはいうものの、実態は恐らくミスマッチがあってどの業界も人手不足というのは県としても同じ認識ですよ。これは観光に携わる人たちだけではなく、私自身も沖縄ビル・メンテナンス株式会社の社長から直接言われて、どんどんホテルができていろいろなものを受託したいが、人が集まらないから受けられないと。あるホテルの総支配人にも聞きましたが、ベッドメイキングを沖縄ビル・メンテナンス株式会社に頼んだらできないと言われたので、自分たちで直接対応したと。しかし、時給1000円にしてもなかなか集まらなくて、やっと人を確保しても技術が追いつかない。例えば、1日50ベッドつくってほしくても25ベッドしかつくれないので時給2000円と一緒にだということです。経験で上がっていくにしても、とにかく労働力の確保がなかなかできないと。ですから、観光だけではなくどの業界も人手不足の中で、留学生の就業時間を延ばすことは全国で求められていると思います。特に大分県では大学もあって、全国で一番多い3500名近くの留学生がいるらしいのです。とにかく必死さが一県にどのように伝わっているかわかりませんが、猫の手もかりたいほどの業界がたくさんある中で、延ばすことにどのような抵抗があるのですか。8時間に延ばして特区を申請することで、県としてはどのような課題があると思いますか。

○屋比久盛敏商工労働部長 我々としては、外国人雇用の前に地元の方々の失業率が高かったので、そこら辺を活用することを第一に考え、それから働き方改革ということで職場環境を変えることによって人手不足を解消しようということが基本にありました。それでも足りない業界が出てきたので、国も慎重に動いていたわけです。単純労働は入れないということがありまして、多分、来年4月から新しい特定試験制度として技能実習制度以上のものが出てくるので、そこまで必要なところは業界が判断して手続をすると考えております。

○西銘啓史郎委員 ある資料によると、現在、留学生のアルバイトが全国で3万8000人ぐらいいて、将来的にあと8万5000人ぐらい確保しないと足りないと言われていたらしいのです。今、部長がおっしゃった文化観光スポーツ部の要請ですが、県が国家戦略特別区域会議に出した資料を見ると、8つの特区の要請をしていて、その2番目にホテル等における在留資格に係る規制緩和とあるのですが、これは一部のことを言っているわけです。ですから、その辺の労働力の確保ということと、もう一つは、単なるマンパワーではなく、共生ということとは骨太の方針にも入っているわけです。ですから、沖縄県が九州の先頭を走ってでもこの辺をやっていくような形にしないと、1200万人の観光客、1兆1000億円という観光収入を含めても、観光だけではなく、それに付随するいろいろな産業が人手不足になっていると思うので、もう少しこの辺の思いを受けとめて早目に動くことはできませんか。

○伊集直哉産業雇用統括監 先日、西銘委員に御説明したと思いますが、平成29年3月に九州7県と1政令都市が特区の仕組みを使って28時間から36時間に拡大してくださいという要請を行っております。沖縄県は国家戦略特区を持っているわけですから、当然、その枠組みの中で活用するというところで、その提案には乗らなかったということでございます。その後、県知事もメンバーになっている九州地方青年会議の中で、28時間を36時間に拡大することに関しては本業に差し支えがないというような留保つきでありますので、県としても反対する必要がないということで賛成をさせていただいております。そういう意味合いで言いますと、これに関しては賛成という立場で動いております。事務局の大分県に確認をしたところ、特区も規制緩和もまだ動いていないという回答を得ている状況でございます。それ以外に、文化観光スポーツ部が動いているということです。

○西銘啓史郎委員 事務方からもらった資料によると、一番最後のほうに「法務省によると、現行法においても28時間を超える範囲で資格外活動の申請があれば学業との関連性、就業時間、場所の特定など一定の要件を満たせば許可しており、個別に対応しているとのこと」とあるのですが、実際に個別に対応している事例は把握していますか。

○下地康斗雇用政策課長 具体的な事例については公表されておられませんので、把握できません。

○西銘啓史郎委員 いずれにしても、労働力の不足というのは業界が本当に大変だと思っているわけです。地元の人を採用を優先するのは当たり前ののですが、この辺の考え方を、九州に後で追いつくのではなく、とにかく県が先頭を走ってやってもらいたいと思うのですが、どうですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 先ほど答弁したように、国の状況を見ながらということですが、今回、国が骨太の方針の中で大きく方向を変えてきましたので、我々としてもその方向でいこうと。各業界で人手不足という声が大きく出てきていますので、来年4月から発効すると思われる新制度を活用していきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 法務省としてはいろいろな問題も懸念されるので、その辺の考え方は理解するのですが、一部、日本語学校から直接聞いた話によると、新聞が不法就労を取り上げたためにイミグレーション—要は入国管理、ビザの発券が非常に厳しくなったと。その辺の影響が出て、ピーク時に比べると入管の許可が4割ぐらいまで減っていると。ですから、日本語学校を経営する人たちにとっては、変な情報が入ってしまって厳しくなっているということで、もちろん不法就労があってはいけないので、これを認めるということではないのですが、実際に留学生が来て勉強をして、日本語学校を卒業したら専門学校に行って資格を取って働くと。當間議員からもありましたが、特に調理師などは、即採用できるようになれば、労働条件にもよりますが、とにかくいい動きになると思うのです。ですから、日本人学校や専門学校だけではなく、働く場所、企業も提供できるし、共生しながら沖縄の経済を支えてもらうという観点からもぜひ前向きに検討してもらいたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 今の件は私も同意見で、請願第3号入管難民法で定められている留学生の労働制限に関する請願について、1件だけ確認なのですが、この請願によると山口県が地域限定で36時間に延長されているということですが、この延長は皆さんの中ではないということですか。

○下地康斗雇用政策課長 九州地域戦略会議の中に九州知事会がありまして、九州知事会には九州の8県と山口県が入っております。その山口県も知事会と一緒に要請をしておりますが、先ほど答弁したように、国からまだ回答がなく、延長されたという事実はないということです。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 35ページの陳情第59号琉球泡盛乾杯条例に関する陳情と、37ページの陳情第63号沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の期限の延長を求める陳情に関して、どちらも陳情を受けたのですが、どちらにも関連する人たちがいるので少し関連して質疑をします。35ページの琉球泡盛乾杯条例については、泡盛マイスター協会からの要請でした。ただ、私から話したのは、もっと幅広くやらないといけないのではないかと。とりわけ、泡盛をつくっている酒造組合が参加していないと。それは何なのかと直接話をしたわけですが、こういったものはできるだけほかの業種も含めて、多くの酒類がありますし、多くの企業もあるわけですから、その辺と幅広く連携をとったほうがいいのではないかと話をしておきました。それだけに、県が処理方針で話しているように関係者の意見を広く聞いていくということは非常に重要だと思いますので、その姿勢でやっていただければと思っています。これは要望です。それから、37ページについては、オリオンビール株式会社の会長、社長、それから、泡盛の酒造組合の会長、役員たちもお見えでした。この延長について、オリオンビール株式会社、さらには泡盛業界は相当真剣な取り組みをしていると感じております。来年の5月14日までですよね。そうすると、政府との関係ではもうそろそろ動き始める時期ではないかと思うのですが、どうですか。

○神谷順治ものづくり振興課長 内閣府とは、酒税の軽減措置について5月に1回目のヒアリングを受けております。今後、7月の下旬ごろに2回目のヒア

リングを行う予定になっております。スケジュールとしては、5月から7月に内部との事務調整がありまして、7月下旬には県と内閣府との意見交換会、8月上旬には税制改正について県知事が要請して、8月に内閣府が財務省に要望書を提出するというスケジュールになっております。

○新里米吉委員 皆さんは処理方針で軽減措置延長の実現に向けて取り組みますと言っていますから、恐らく県も業界も含めて県民総ぐるみで取り組まないといけないことだろうと思います。それだけに、後で私たちも取り扱いをどうするかということになります。沖縄県にとって重要な産業ですし、泡盛は13年ぐらい前までは伸びてきていたので、そのまま伸びるだろうと思ったら、今、非常に厳しい状況で、軽減措置の延長をしないときつくなるところが出てくる。もちろん、泡盛だけではなく、これも非常に大きな要素になるし、今後、展開の仕方や外国への売り込みなどいろいろやっていかないと大変だろうと思いますので、まずは議会も含めてみんなで延長を実現させるということが必要ではないかと思っていますが、どうですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 我々も一丸となってやるということを経界には伝えております。2年前もいろいろ細かい話をしました。そのときに内閣府からの宿題のようなものがございましたので、泡盛業界と一緒に振興会議を立ち上げておりまして、泡盛業界だけではなく、観光業界や農業関係などいろいろな業界に入ってもらっています。その中で、どのように販路拡大を図るかとか、次の新商品を開発するかという議論をしていますので、この制度については業界だけではなくほかの応援団も含めながら継続させていきたいと考えております。

○新里米吉委員 処理方針の1は積極的なのですが、2については検討してまいりたいと書いてあるのですが、原料米が新たな要求ということでそういう方針にしてあるのですか。

○神谷順治ものづくり振興課長 今回で延長の要請は10回目でございます、原料米についても過去9回、同じような要請をしております。

○新里米吉委員 原料米もこれまで要請してきたということであれば、処理方針はもう少し積極性があるのもいいと思うのですが、余り積極的な印象ではないので聞いているのです。

○屋比久盛敏商工労働部長 何回も出てきて、具体的にどう動くかという話は業界としているのですが、彼らもどちらかというとな昔の食糧管理法―食管法の世界で決められていますので、そこに対してなかなか通用しないといいますか、そこら辺があるものですから、まずは足並みをそろえていきましょうということを言っているつもりです。彼らが具体的にどこら辺にどう動くという話があれば、やっ払いこうということになると思います。

○新里米吉委員 2についてはこれまでも要請をして、県も一緒になって行動したが、なかなか政府を動かさなくてこういう形になっていると。そうであれば、こういう行動を今回も起こすでしょうから、議会としては1、2を含めて採択したほうがむしろ力になると思うのですが、これは答えにくいですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 そうしていただけると、我々はそれも力にしながら、業界が動かないのであれば逆に動かしてもいいですし、議会もそういうことを考えていると。そうすると、次はどのように農林水産省に訴えるかということを考えていけるかと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 一般質問でも確認しましたが、陳情第14号「沖縄県公契約条例」を実効性ある条例とするための陳情について、公契約条例を実効あるものにしてほしいというのが求めてきた皆さんの思いで、この陳情でいうと、一人親方が公共の事業に係るときにも適用してほしいという思いもありますが、実際、公契約条例はどの範囲になりますか。

○宮平道子労働政策課長 公契約条例は、これまでの経過を踏まえ理念型の条例ということで制定しておりまして、下限額の設定等はしておりません。対象としては、性質上一部除外するものはございますが、県が契約する全ての契約を対象としているところでございます。一人親方につきましては、条例で労働者は労働基準法に定める労働者を前提として考えておりますので、一人親方が労働者に該当する場合には労働法の適用等について対象にしていくと考えております。

○瀬長美佐雄委員 実際、幾つか目的がありますが、これを担保にしっかりとするという意味で委員会を設置することになっていると思いますが、その委員会の設置状況はどうなっていますか。

○宮平道子労働政策課長 沖縄県の契約に関する条例の中で、契約に関する重要事項を審議するという事で契約審議会を設置することになっております。この審議会の第1回目の会議を8月下旬ごろをめぐりに開催したいと考えておりまして、現在、準備を進めているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに労使、いわゆる使用者側は—この条例制定を求めてきたのが主に労働者側という点では、一定の労使の比率、労働者側も複数というような思いも聞いていますが、8月下旬の準備としてメンバーはほぼ決まっているのでしょうか。

○宮平道子労働政策課長 条例の中では、委員は学識経験のある者、労働者団体を代表する者、経営者団体を代表する者ということで、8人以内と定めております。委員の選定の考え方については部内で調整をしているところでございますが、学識経験者につきましては、県契約の締結や履行確保に向けて取り組むべき事項を調査、審議するために高度な専門性と多角的な視点が必要であることから、大学教授や弁護士、税理士、社会保険労務士といった方々の中から選定したいと考えております。経営者団体としては、県契約の当事者となりますので、条例の基本理念である事業者等の利益確保や労働環境の整備促進に向けた取り組みの主体となるということで、契約の内容、業種が幅広いということも踏まえまして、業界を広く網羅した全県規模の事業者団体や中小企業が加入する事業者団体、または契約規模の大きい業界別の団体の代表者の中から選定したいと考えております。労働者団体を代表する者としては、多方面を網羅したより多くの労働者の声を集めるという観点から、加盟組合数や業種の幅広さ、加入労働者数から労働者の意見を代表する方を選定していきたいと考えているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 陳情文にありますが、労務単価などの契約の算定基礎になる部分の金額と、実際に労働賃金に反映される点での乖離が大分あるということで、公契約条例の実施に伴って、その幅が少なくなったり、賃金の引き上げにつながる、正規雇用につながるということが目的として期待されるので、その辺はぜひ運用、運営の中で位置づけていただいて—最後に確認したいのは、

契約審議会がそういうことに応えられるような役割を担うべきだと。それで設置されると思うのですが、実際にこの委員会が開かれるのはこういったときなのですか。年1回の定例会で1カ年はこうでしたというような役割なのか、労働者から実質反映されていないということに应运えて開かれて、審理をして改善に至るといったような役割を担うのか、そこがどうなっているのか確認します。

○宮平道子労働政策課長 契約審議会につきましては、今年度は条例制定の初年度になりますので、県の取り組み方針を策定することが一番大きな取り組みになると考えております。ですから、県の各部局の取り組み状況を確認した上で取り組み方針案を策定し、それに対して意見をいただくということで、初年度に関しては2回から3回の開催を予定しております。次年度以降については、取り組み方針を実施しながら効果検証をしていく。その効果検証について審議会で意見をいただきながら、いただいた意見を各部局にフィードバックしていくという形で、実効性を高めていきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 全国でも早い制定だと思いますが、全国で何番目になるのか。また、全国で先行的に制定した都道府県で、実際こういう効果があったということが把握できていれば教えてください。

○宮平道子労働政策課長 都道府県では沖縄県が6県目となっております。全て理念型の条例となっております。一番早いのが長野県で平成26年でございます。長野県には職員を派遣して調査等を実施しておりますが、まだ実際の効果を確認する、また、どのような形で効果検証していくかということも含めて、これからの課題だと伺っているところでございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 一点だけ、陳情平成29年第16号沖縄県立浦添職業能力開発校におけるエクステリア科の存続を求める陳情の処理方針の中に、20人から10人にした上で存続をさせると。それとあわせて施設内訓練にかわる人材育成の手法について検討すると書いているのですが、これはどういう意味ですか。

○宮平道子労働政策課長 浦添職業能力開発校のエクステリア科について、当初、廃止ということがありましたのは、応募する人数がだんだん減ってきたこ

とが背景にあります。今回、存続ということで見直しをしておりますが一今、10人という定数にしておりますが、なかなか業界が求めている人数の確保が厳しいという状況もございますので、施設内の訓練とあわせて、実際に業界で既に左官等の業務に当たっている方々を対象として在職者訓練を行い、在職者の方々の技能、技術の継承、または関連資格の取得についても、職業能力開発校の機能を活用して実施していく。その方策も施設内訓練とあわせてやっていくことで、技術者を養成していくことを模索していきたいと考えております。

○金城勉委員 10名の枠とは別に、現場で実際に仕事についている方々を対象にした訓練もするということですか。

○宮平道子労働政策課長 そうでございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成28年第54号外15件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しております。

1枚めくっていただき、目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、陳情の継続が13件、新規が3件となっております。

なお、継続陳情10件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に修正のある継続陳情3件について、御説明いたします。

なお、修正のある箇所は、取り消し線及び下線により表示しております。

説明資料の6ページをお開きください。

陳情平成28年第89号の2美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情、この陳情は、宮古・八重山圏域のスーパーヨット等の受入環境の整備等を求めるものです。

スーパーヨットに関しては、県において、平成28年度及び平成29年度に実施した、スーパーヨットに係る実態調査の取りまとめ結果を受け、これを陳情処理方針へ反映させたことに伴う変更です。

調査により、スーパーヨットの寄港実績が明らかになる一方で、本島を含むマリーナのキャパシティや関連施設の充実についての課題が抽出されたことから、今後は、これらの課題への対応について、港湾管理者等と適宜、意見交換を行っていくとともに、専門家の意見も伺いながら可能性を検討していただきたいと考えております。

説明資料の14ページをお開きください。

陳情平成29年第144号外国人観光客患者対応に関する陳情、この陳情は、県が平成30年度からの新規事業として取り組む予定としていたインバウンド緊急医療等対応多言語コールセンターの運用が、平成30年4月1日から開始したこと及び国の外国人患者対応に対する取り組みに進展があったことから、処理方針を変更するものです。

説明資料の17ページをお開きください。

陳情第33号県条例による民泊の制限を行わないこと及び地域色豊かな観光開発を求める陳情、この陳情は、沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定制度が締結されている地区が1地区減少し6地区となったこと及び新たな県の条例である住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例が制定されたことに伴い、処理方針を変更するものであります。

次に、新規陳情3件について御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきましては、読み上げて説明とさせていただきます。

説明資料の19ページをお開きください。

陳情第43号沖縄県ウォーキング協会への財政的支援を求める陳情でございます。

スポーツ・レクリエーション活動は、県民の健康増進や体力づくりに大変重要であることから、県では、沖縄県体育協会及び沖縄県レクリエーション協会と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に取り組んでいるところであります。

具体的には、スポーツ・レクリエーション祭の開催や県立学校体育施設開放事業等を通して、スポーツ・レクリエーション活動が行いやすい環境整備を図っているところであります。

個別の団体の事務所家賃や職員給与等の運営費に対し、県が助成することについては、他団体との公平性等の観点から困難であると考えており、県としては、引き続きスポーツ・レクリエーション祭の開催や県立学校体育施設開放事業等の取り組みにより、スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に取り組んでまいりたいと考えております。

説明資料の20ページをお開きください。

陳情第44号の2平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情でございます。

県立芸術大学では、学術研究及び教育における高等教育機関として、八重山圏域を含めた多彩な地域の音楽について、長年、複数の授業で取り上げ、幅広い視野と専門能力を持つ学生を育成しております。

琉球音楽論Aでは、八重山、宮古、沖縄、奄美の各島々の歌及びオキナワン・ポップを取り上げており、とりわけ八重山諸島のアヨウ、ユンタ、トバラーマ、節歌については、特に多くの時間、前期30時間のうち3分の1を割いて、詳細に教授しています。

その他、民俗芸能論、フィールドワーク演習等において、八重山圏域を含めた島々の民謡や芸能に関する教育について、十分なカリキュラム体制による指導が実践されてきており、本学の教育環境は既に整っていると考えております。

また、入学試験においては、八重山古典民謡が県の無形文化財に指定されていることから、琉球芸能専攻の自由曲として認めており、八重山地域からの受験生に配慮しております。

今後とも地域音楽、古典芸能が幅広い視野で学べるような教育環境の構築に努めてまいります。

説明資料の21ページをお開きください。

陳情第68号マリンレジャー産業の高度化による沖縄観光の持続的発展に関する陳情でございます。

1、沖縄県では、平成21年度からダイビング振興のための事業を実施してきており、これまでダイビング業界の実態調査、安全対策マニュアルや安全ガイドの作成、人材育成、ダイビング事業者の経営支援等の事業などを行ってまいりました。

その中で、平成26年度には海外市場における沖縄ダイビングの認知強化や外国人対応に向けた受入体制強化等の基本施策を定めた沖縄リゾートダイビング受入体制整備のための基本戦略を策定しております。

県としましては、今後とも当該基本戦略に基づき、国内外ダイバーの誘客を実施していくとともに、安全対策については業界との意見交換を踏まえ、本県のマリンレジャーの振興に取り組んでいきたいと考えております。

2、観光庁によると、DMOは地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら、観光地域づくりを実現するための戦略を実施する法人とされております。

当該団体が今後、マリンレジャー産業の中核組織としてのDMOを形成する際には、県としても協力していきたいと考えております。

3、沖縄県では、現在、市町村や地域の民間事業者などと連携し、環境と共生した持続可能な観光地づくりに取り組むとともに、自然・文化・歴史の適切な保全と持続的な活用を図るエコツーリズムを推進しているところであります。

また、県では、平成30年度からの新たな行財政改革に係る計画に観光振興を目的とする新税の導入を重点実施項目として盛り込み、関係部局で使途事業の考え方などを検討しているところであり、環境保全等に資する安定財源の確保についても、あわせて検討していきたいと考えております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情平成29年第144号外国人観光客患者対応に関する陳情と、陳情第68号マリンレジャー産業の高度化による沖縄観光の持続的発展に関する陳情について、新税の導入に関するところで関連して質疑したいと思います。まず、ことしの4月から24時間365日でBe. Okinawaインバウンド医療通訳コールセンターが運営されておりますが、実施状況をお願いします。

○糸数勝観観光振興課長 4月1日から24時間365日、6カ国語で運営しております。4月1日から4月30日までは電話通訳が6件、翻訳が8件、消防通訳が1件となっております。5月1日から5月31日までの31日間は、電話通訳が59件、翻訳が6件、消防通訳が5件。4月1日から5月31日までの合計で電話通訳が65件、翻訳が14件、消防通訳が5件となっております。

○山川典二委員 件数はわかりました。これから夏場ですから、もっとふえる可能性があると思うのですが、風邪程度のものなのか、大げなものか、その度合いなどもわかりますか。

○糸数勝観観光振興課長 対話の記録はとっていますが、それほど大きなものはないように思います。

○山川典二委員 この運営の財源はどういう予算ですか。

○糸数勝観観光振興課長 一括交付金を利用させていただいております。

○山川典二委員 予定としては、年間幾らぐらいですか。

○糸数勝観観光振興課長 委託契約額で5345万6382円となっております。

○山川典二委員 平成29年度は約958万人の観光客が入域をしておりますが、そのうち外国人が占める数とパーセントはわかりますか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 平成29年度はトータルで957万9000人でございまして、そのうち国内が688万7000人、海外が269万2000人です。

○山川典二委員 国別ではわかりますか。

○嘉手苧孝夫文化観光スポーツ部長 台湾が一番多くて81万3000人、次が中国で54万6000人、次が韓国で54万5000人、次が香港で26万人、あとはその他となっております。

○山川典二委員 今回の医療通訳コールセンターでは、どこの国の相談が多かったですか。

○糸数勝観光振興課長 中国がかなり多いです。

○山川典二委員 大体のパーセントはわかりますか。

○糸数勝観光振興課長 後ほどでよろしいですか。

○山川典二委員 はい。それと絡めまして、新税の導入について陳情第68号にもありましたが、国の方針として国際旅客税が来年の1月からできて、1000円となっていますよね。沖縄県においては宿泊税や入域税、かつてはレンタカー税なども議論があったと思いますが、沖縄観光コンベンションビューローから4月に観光目的税の提言書が出て、富川副知事が対応して、具体的に実現の方向で対応したいというような話があって、たしか2019年からという文言が提言書の中に要望としてあったと思いますが、宿泊税や入域税などの議論の現状、そして今後どうするのか、その辺を少し教えてください。

○嘉手苧孝夫文化観光スポーツ部長 過去に平成22年度から平成25年度に議論した経緯がございまして、そのときの経済状況がリーマンショックの後だったり、消費税が上がったりなどで、実行に移すことはやめましょうということでペンディングとなっておりました。昨今、その状況も変わったので、また議論が出ておまして、今年度、まずは庁内で関係部局が集まって連絡協議会のようなものをつくって議論をしていきましよう。その先に業界の方々との意見交換をしながら進んでいきまして、一応、新たな行財政改革プランにも入っていますので、平成33年度を目途に実現に結びつけていこうということで取り組みを新たに始めたところでございます。

○山川典二委員 平成33年度というのは前からの議論ですか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 新たなものです。

○山川典二委員 もう少し早目にできないですか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 仕切り直しと申しますか、当時、宿泊税、レンタカー税、入域税など—この辺がやはり議論の対象になるかと。もう一度、そのときと状況がどれくらい違っているのかを含めて洗い直していくこと。それから、前回は業界への調整などが十分ではなかったので、対象となる業界の方々の意見もきちんと聴取しながら丁寧にやっていく必要があると。そういうことからすると、平成33年度までかけてやるのがきちんとした取り組みにつながるということで、それを予定しているところでございます。

○山川典二委員 京都市がことしの10月、金沢市が来年の4月、あるいは福岡県や北海道など、インバウンドの皆さんも含めて観光客が訪問するところではかなり突っ込んだ形で議論が進行して、早目に導入しようという話があるので、少しのんびりしているような感じがするのです。2020年には東京オリンピックがありますし、空港も開港するわけですから、少なくともその辺に照準を合わせることは不可能なのですか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 平成33年度というのは一つの目標でございまして、委員おっしゃるように、環境が整って業界の方々の了解が早目にとれれば、早くなる可能性も十分あると思います。

○山川典二委員 一括交付金は有限なので、ある意味それにかわるような形で観光目的税を、できたら2020年を目途にやっていただければありがたいと思います。

それから、陳情第43号沖縄県ウォーキング協会への財政的支援を求める陳情について、処理方針の中では、個別の団体の事務所家賃や職員給与等の運営費に対し、県が助成することについては、他団体との公平性等の観点から困難であるということで、これは財政支援の陳情なのですが、実際に協会の収支の内容は把握されていらっしゃいますか。

○金村禎和スポーツ振興課長 予算は収入が223万6524円、支出が同じく223万6524円となっております。

○**山川典二委員** 収入の内訳は、ほとんど会員の会費で賄っているのですか。

○**金村禎和スポーツ振興課長** 沖縄県ウオーキング協会は、現在、登録会員数が250名いらっしゃいます。その中で個人会員が1人当たり3000円、家族会員が1人当たり4000円となっております、年間予算額が先ほど申し上げた予算額になっているということでございます。

○**山川典二委員** わざわざ財政的支援の陳情を出しているという意味では、223万円の収入では運営が厳しいということなのですか。

○**金村禎和スポーツ振興課長** 同協会は、現在、法人化に向けて組織強化を図りたいという取り組みをされている中で、予算的に不足が生じているということでこういった陳情が出ていると考えております。

○**山川典二委員** この辺は協会の皆さんと意見交換をして、陳情は具体的に専従職員の人件費や事務経費など、ほとんど役員のボランティアで運営しているという中身なので、もう少し意見交換で精査をして対応いただければありがたいと思います。

○**金村禎和スポーツ振興課長** レクリエーション団体をまとめている沖縄県スポーツ・レクリエーション協会に聞き取りをしたのですが、レクリエーション協会には25団体のレクリエーション団体が加盟しておりまして、予算規模を確認すると、100万円以上で運営しているところが25団体のうち4団体、50万円から100万円の団体が5団体、10万円から50万円が10団体、10万円未満が6団体という状況になっております。ほとんどの団体の中で財源の確保が課題になっていると聞いております。

○**山川典二委員** いずれにせよ、その辺は前向きにお願いしたいと思います。

それから、2年前に私が紹介議員でアイスホッケーの請願を上げて、おかげさまで協会の所期の目的を達成したということで、今回、本会議でも取り下げという形になりましたが、いろいろお世話になりました。かわりまして、感謝いたします。

もう1件、陳情第44号の2平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情で、部長の答弁では前期30時間のうち3分の1と、ある程度の対応ができているということで、それ以上に踏み込みの答弁がなかったので

すが、専門課程をつくるのには支障があるのですか。

○津嘉山朝雄県立芸術大学事務局長 芸大の中で専門の課程をつくることは難しいと検討しております、カリキュラムを見直すとか、拡充するということは可能かと考えております。

○山川典二委員 難しい理由は何ですか。

○津嘉山朝雄県立芸術大学事務局長 今、大学の専攻などは文部科学省に認可申請をしておりますが、その辺の見直しまで含めて八重山に特化したものを設けることについては、大学の中でまだ議論もされていませんので、そういうところが困難かと考えております。

○山川典二委員 この辺はぜひ御検討いただきたいのですが、八重山民謡は八重山だけの民謡ではないのです。半アジアといいますか、ある意味アジアあまねく各地の民俗音楽などの集大成が一つの八重山民謡という位置づけなのです。例えば、バリ島とジャワ島に漁村があるのですが、そこが沖縄の南蛮文化の拠点の一つなのです。壺屋焼の素焼きやミンサー織り、ジーファー—金細工など、そういう原点は全てそこにあるというのが民俗学者の中でも常識になっておまして、音楽もそうで、ケチャックダンスのソロの部分はまさに八重山民謡なのです。踊りも一部そうです。それから、言葉でもゴーヤーチャンプルーなどがありますが、向こうではチャンプルーと言いますよね。これが少し西のタイやカンボジアに行くと、チャンプーラと言います。もう少し北上して、中国の南のほうではチャンタと言います。これが江戸時代に九州の長崎県に入ってチャンポンになり、江戸相撲に入ってチャンコになります。親子丼はチャンコではないのです。混ぜ返すという意味なのですが、これがたまたま海流の関係でチャンプルーがチャンプルーになって、もっと象徴的に言えば、この海流が八重山地域に行きます。安里屋ユンタのおはやしで、マタハーリヌツンダラカヌシャマヨとありますが、あれもまさにバリ島の言葉なのです。マタハリというのは太陽神です。太陽神信仰がインカ帝国にもありますが、ツンダラは大切にする、カミは私たち、サマは同じように一きょう初めてお会いする皆さんですが、私たちに神の恵みがあるように皆さんにもお与えくださいという言葉なのです。それを我々の先人は民謡のおはやしの中に入れ込んだと。そういう意味で、先ほど半アジアと言いましたが、その辺の民俗学的なものや民俗音楽などが全て入っているのが八重山民謡なのです。単なる八重山民謡ではなく、

アヨウやユンタの原点はバリ島周辺にあるのです。ですから、もう少し視野を広げた形で八重山音楽を伝承なさって、文部科学省なども含めて調整をしていただきたいと。そういう意味で、沖縄県立芸術大学のオリジナリティが半アジア的な形でもアピールできますので、その辺はただの八重山民謡ではなく、それぐらいのものが含まれているということを検証いただいて、将来的には専門課程に入れるぐらいの作業をしていただければありがたいと思います。

○**系数勝観光振興課長** 先ほどの4月1日から5月31日までのコールセンターの国別の割合について、御報告させていただきます。中国語が35件の53.9%、英語が21件の32.3%、韓国語が5件の7.7%、その他の言語が4件の6.1%です。

○**瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○**西銘啓史郎委員** 陳情平成29年第101号県立武道館の施設運営に関する陳情について、処理方針に、年末年始の休場日については、他県や市町村の状況等を踏まえて検討してまいりたいということですが、他県の状況等を調べた結果はどうなっていますか。

○**金村禎和スポーツ振興課長** 県内と九州各県の状況について、31施設で調査をしまして、12月28日から1月4日までの8日間という施設が4施設、12月29日から1月3日までの6日間が24施設、12月27日から1月4日までの9日間が1施設、12月30日から1月1日までの3日間が1施設、年末年始休みなしというところが1施設となっております。

○**西銘啓史郎委員** それを踏まえて、どのようにしたいと。

○**金村禎和スポーツ振興課長** 県の施設は8日間という期間になっておりますが、ほとんどの施設が6日間という状況にありますので、武道館等の奥武山総合運動場につきましても6日間という形に改善していく方向で進めていきたいと考えているのですが、奥武山総合運動場とは別に、同じ奥武山公園の中に都市公園法上の公園の部分がございます。その部分は沖縄県都市公園条例に基づいて同じように8日間の期間が設けられていますので、それと一体的に条例改正をしていく必要があるということで、所管である土木建築部と調整をしながら6日間という形でできるように進めていきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 何が言いたいかといいますと、全て利用者目線で考えてほしいのです。これは民間に委託しますよね。ですから、使う側が使い勝手がいいということを含めてやらないと、例えば、県がこれだけの休みだから同じようにやるということではなく、利用する側が利用しやすい環境なり、時間帯なり、この間の請願では産業まつりのときに使えなくなっていると。本来、この施設が何のためにあるかということを考えてら、こういう使い方は間違っていると思うのです。いろいろなことがあって使うのは構わないのですが、とにかく全て利用者目線でいろいろなことを考えてほしいということを提言しておきます。

もう一つ、陳情平成29年第144号外国人観光客患者対応に関する陳情について、一括交付金を使って5300万円ぐらいの費用ということですが、契約内容は定額制なのですか。

○糸数勝観光振興課長 定額制です。

○西銘啓史郎委員 コール数がふえようが、減ろうが、定額で払っていると。

○糸数勝観光振興課長 そのとおりです。

○西銘啓史郎委員 その会社はどこにありましたか。

○糸数勝観光振興課長 東京都新宿です。

○西銘啓史郎委員 現場は見に行きましたか。

○糸数勝観光振興課長 まだ行っていません。

○西銘啓史郎委員 私も見に行こうと思ったら東京都と聞いたのでびっくりしたのですが、受注したところがそこしかなかったと聞いたので、ぜひ現場を見に行ってください。私はこの会社の実態はわかりませんが、県の専用ではなくほかのことも受けているはずですよ。

○糸数勝観光振興課長 同時にやっているそうです。

○西銘啓史郎委員 コールセンターとして複数の企業から受けているということでしょう。そうであれば、定額制が正しいかどうかよくわからないのですが、もう一回、契約内容を見直したほうがいいと思うのが1つ。それともう一つは、実態として、年間5400万円で月にすると400万円以上なのですが、それだけの業務なのかをぜひ見てほしいのです。今、2カ月で60件ぐらいでしたか。

○糸数勝観光振興課長 65件です。

○西銘啓史郎委員 単純に、1件幾らですか。それはいいのですが、何が申し上げたいかといいますと、契約をきちんと見ること。それから、報告は月次で上がるようになっていきますか。

○糸数勝観光振興課長 上がるようになっていきます。

○西銘啓史郎委員 ぜひ5000万円が高いか安いのかも含めて、契約書の中身を再検討して、現場も見て、もう少し契約の仕方があるのではないかという気がします。今年度も1年間契約しているのですよね。

○糸数勝観光振興課長 電話通訳に関しては1000万円なのですが、タブレット代に2700万円ぐらいかかっているのです。これは60台配ってしまして、医師会からもそういう要望があったので、この件でほかより高くなっているという感じがしております。

○西銘啓史郎委員 いずれにしても、うまく活用することと、本音で言うと医療通訳コールセンターの電話の内容よりも、今、通訳機が相当進化していますよね。日本語で言ったら韓国語にもなるし、通訳のレベルも相当上がっているわけです。ですから、そういったものを使って病院に置いておけば目の前で会話ができるのではないですか。電話をしてどうのこうのではなく、目の前で患者とこういうことができれば、まだシンプルでいいのではないかという気がするわけです。この機械が幾らするかは知りませんが、こういったことも含めて医療通訳コールセンターのあり方自体も次年度以降は考えてもらって、効果を見てやり方を変えることも一つだと思うので、お願いします。

最後に1点、陳情第68号マリンレジャー産業の高度化による沖縄観光の持続的発展に関する陳情について、去る2月の定例会でも質疑させてもらいました。沖縄マリンレジャーセイフティービューロー—OMSBでおむすびと言うらし

いのですが、そのときに、水上安全条例については県警察が主管だと。ダイビングショップについても届け出をすれば許認可ではないということを確認しました。マリンレジャーにはダイビングも含めいろいろなレジャーがあるのですが、沖縄に観光に来る方々が安全にマリンレジャーを楽しんでもらうためには、県警察とOMSBと文化観光スポーツ部で協議会のようなものを持ちながら、いろいろな課題を共有して解決していくと。そのためにいろいろな要望も出ていると思うのですが、処理方針に沖縄リゾートダイビング受入体制整備のための基本戦略を策定したと書いていますが、具体的にいつまでに何をするという計画になっているのですか。

○系数勝観光振興課長 平成21年度から事業を始めていますが、その成果を踏まえて平成26年度に沖縄県の今後のダイビングの戦略を定めたもので、2つの基本戦略と、その下に基本施策を位置づけています。まず、基本戦略の1つ目が国内市場における既存顧客を維持する。2つ目の基本戦略が海外市場を確保する。基本施策がどういったものかということ、海外での認知度が低いのでそれを強化すること。それから、外国人ダイバーたちの受入体制強化。さらに、付加価値を高めるということで、例えば、富裕層向けのメニューを開発する。そして、インフラ整備についても情報共有しながらどこに問題があるのかやっていく。最後に、経営能力の強化としてショップの経営力を高めるための情報提供や人材育成の支援など、さまざまな問題を解決していくということになっております。

○西銘啓史郎委員 その基本戦略に沿って物事は順調に進んでいますか。

○系数勝観光振興課長 これまで平成21年度からさまざまな事業に取り組んできました。その中で、まずは現状認識とそれに向けた安全対策—ダイビングというのは命にかかわる部分があるので、やはり県としては一番重視したいということで、研修等も行ってきました。その中で、安全対策マニュアルとガイド、それから、外国人向けの外国語支援シート—指さしシートのようなものをつくらしたり、経営者向けのセミナーなども実施して、十分ではないかもしれませんが、我々としては一定程度の改善は図られてきているのではないかと感じているところです。

○西銘啓史郎委員 マリンレジャーの数字はとれないと思うので、ダイビングに限定して、海外から何名ぐらいが来て楽しんでいるのか。国内からも含めて、

わかれば教えてください。

○**糸数勝観光振興課長** 観光統計実態調査というものがございまして、その中で今回の沖縄旅行でこういった行動をとったかというものにダイビングという項目があります。その中では、平成28年度の推測値で国内客が51万7927人、海外客が17万3873人、合計で69万1800人です。

○**西銘啓史郎委員** この数字を年度別に見ると、多分ふえているのでしょうか。その中で、今回いろいろ上がっていますが、マリンレジャーの高度化に向けたマスタープランの策定や中核組織の形成、もう一つは持続可能なという意味で安定財源の確保ということで、OMS Bに対する活動として、実際にはどのようなになっているのですか。活動支援などはしているのですか。

○**知念克也警察本部生活安全部地域課長** OMS Bに関しては、県警察から受託事業等々をお願いいたしまして、事業費をつくる一予算措置等々をしております。

○**西銘啓史郎委員** マリンショップはたくさんあって、組織化が難しいのかもしれないませんが、少なくとも安全に関する一新聞にも出ていたように、沖縄観光コンベンションビューローと組んでSDOーダイビング安全認証制度をつくっていますよね。安全に関するいろいろな教育指導のようなところを行政として取り組むのはいいのですが、できることにも限界があると思うのです。そこら辺もOMS Bに対していろいろな委託をしたり、行為を集約させたり、県警察とOMS B、文化観光スポーツ部の3つの組織でいろいろなことを協議しながら課題を浮き彫りにして、これを解決するための支援だったり、事業費だったり、いろいろなことをやっていく必要があると思っています。それで、企画部が上げた税制のトップの件で、外国人潜水士の何かがありましたよね。文化観光スポーツ部として絡んでいたら、説明してもらえますか。

○**糸数勝観光振興課長** これについては、現状、外国人がどんどんふえて、ダイビングを希望する外国人も多いということなのですが、言葉がどうしても難しいので、外国人ダイバーのインストラクターを採用したいという現状があります。ただ、実際にどういった問題があるかという点、ダイビングの場合、潜水士試験という日本語の試験に合格しないと資格が取得できないことから、日本でインストラクターができないのです。諸外国の例でいいますと、そういっ

た潜水士試験はなくて、ダイビングの指導団体、例えば、NAUIやPADIなど、そういったところのインストラクターの資格を持てばオーストラリアやアメリカでは普通にできるので、日本でもそういった規制緩和をしてほしいというお願いをしております。

○西銘啓史郎委員 私も調べたのですが、試験内容が昭和30年代の潜水作業で、サルベージ水中掘削、防波堤づくりなど水中土木作業員向けになっていて、潜水に使用する道具や技術的な情報も古く、現状にそぐわないと聞いているのです。この試験を管轄するのは何省ですか。

○糸数勝観観光振興課長 厚生労働省です。

○西銘啓史郎委員 そういった内容も含めて、とにかく沖縄県でマリンスポーツを楽しむ国内の人、海外の人、全て安全でなくてはだめですから、その辺の届け出制は簡単に変えられないにしても、水上安全条例の改定なり、いろいろなことも含めて県警察、文化観光スポーツ部、OMSBの3つが定期的な会議をするような体制をつくって、沖縄でのダイビング、マリンレジャーが安全だということをどんどん広める必要があると思うのです。それについてはぜひ前向きにお願いしたいので、この件について答弁をお願いします。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 まさにおっしゃるとおりでございます。沖縄の美しい海、自然を求めて諸外国から多くの方が来ていますし、またさらに来られると思います。そういった方々に安全・安心に楽しんでもらうことが第一義の条件でございますので、県警察を含めて横の連携をきちんととりながら、沖縄ブランドを高めていくような努力をさらに続けていきたいと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法などについて協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第14号議案仲裁についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案の議決議案は可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、請願及び陳情の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願2件及び陳情53件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に協議した結果、意見の一致を見なかった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

視察調査日程については、休憩中に御協議いただきましたが、意見の一致を見ることはできませんでした。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功